

# 第4次高崎市地域福祉計画（案）

2024年度～2028年度

高 崎 市



はじめに

(市長挨拶文)

# 目次

## ● 第一部 序論

第1章 地域福祉計画の概要	
1 地域福祉計画について	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
第2章 高崎市の現状と独自の取り組み	
1 制度改正の状況と高崎市の現状	5
2 高崎市独自の取り組み（重点的視点）	10
第3章 計画の基本理念と基本目標及び体系図	
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	15
3 計画の体系図	16

## ● 第二部 本論

### 基本目標1 地域生活課題を共有し共に解決する地域づくり

#### 施策の方針

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援	20
2 地域住民等に対する研修の実施	21
3 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	22
4 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域の設定	24

### 基本目標2 誰もが安心して暮らせる包括的な支援づくり

#### 施策の方針

1 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知	25
2 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	27
3 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	28
4 制度の狭間の課題への対応	29

### 基本目標3 福祉関連機関の連携による支援体制づくり

#### 施策の方針

1 支援関係機関によるチーム支援	30
2 協働の中核を担う機能	31
3 地域住民等との連携	33

## 基本目標 4 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

### 施策の方針

- 1 生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制 3 4
- 2 居住に課題を抱える人への横断的な支援 3 5
- 3 就労に困難を抱える人への横断的な支援 3 6
- 4 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援 3 8
- 5 子ども、高齢者、障害者に対する虐待への統一的な対応 4 0
- 6 安全で安心な社会を実現するための再犯防止に関する事項 4 2
- 7 福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 4 4

## 基本目標 5 適切な福祉サービスの利用ができる仕組みづくり

### 施策の方針

- 1 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 4 5
- 2 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 4 6
- 3 判断能力に不安がある人及び福祉サービス利用者の権利擁護 4 7
- 4 利用者の適切なサービス選択の確保 4 9
- 5 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策 5 0

## 基本目標 6 地域福祉活動の担い手づくり

### 施策の方針

- 1 専門職の専門性の向上 5 1
- 2 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 5 2
- 3 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進 5 3
- 4 地域福祉を推進する人材の養成 5 4
- 5 社会福祉協議会の基盤整備強化と連携 5 6

## 基本目標 7 効率的な地域福祉推進に向けた仕組みづくり

### 施策の方針

- 1 地域づくりにおける寄付や共同募金等の取り組みの推進 5 7
- 2 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助  
事業等を有効に活用した連携体制 5 8
- 3 全庁的な体制整備 5 9

## 計画の進行管理 6 0

### 参考資料

- 1 計画の策定経過について 6 2
- 2 用語解説 6 7



# 第一部

## 序論

# 第1章 地域福祉計画の概要

## 1 地域福祉計画について

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、市、社会福祉協議会などが主体的に関わり合い、協力することにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。

本市では、平成21（2009）年3月に社会福祉法に基づく「高崎市地域福祉計画・高崎市地域福祉活動計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、続いて平成26（2014）年4月に「第2次高崎市地域福祉計画・高崎市地域福祉活動計画」（以下、「第2次計画」という。）、平成31年（2019年）4月に「第3次高崎市地域福祉計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定しました。

近年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、地域住民のつながりが更に希薄化するとともに、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、貧困、自殺等の社会問題や、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、対応が困難な様々なケースが顕在し、その対応が求められています。

このため、本計画ではこれまで取り組んできた計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行い、市民や地域の様々な活動主体が自分達の地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合える関係づくりを進め、高崎市に住むすべての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進していくことを目指します。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 総合計画との関係

本計画は、本市の第6次総合計画の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

第6次総合計画の基本構想では、健康・福祉分野の政策目標を「誰もが安心して暮らせる充実した福祉による都市づくり」とし、この分野の施策のひとつとして、地域福祉の推進を位置づけています。

### (2) 他の福祉関係計画との関係

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の上位計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（高齢者あんしんプラン）、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の関連する計画等の分野別計画との調和を図り、かつ、これらの計画を内包する計画として共通する理念やしぐみの整合性を図って策定するものです。

#### 第6次総合計画

#### 第4次地域福祉計画

高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画  
(高齢者あんしんプラン)

障害者福祉計画、  
障害福祉計画、  
障害児福祉計画

子ども・  
子育て支援事業計画

健康増進  
計画

その他の  
関連する  
計画

### 3 計画期間

#### (1) 計画期間

計画期間については、2024年度から2028年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との調整、国や県などの動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(年度)

H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	2024	2025	2026	2027	2028
		3次計画 策定年度					4次計画 策定年度					
第2次地域福祉計画			第3次地域福祉計画				第4次地域福祉計画					

#### (2) 他の計画の期間

年度 課名	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	2024	2025	2026	2027	2028
企画調整課	高崎市第6次総合計画										
社会福祉課	第2次高崎市地域福祉計画	第3次高崎市地域福祉計画				第4次高崎市地域福祉計画					
障害福祉課	第5次高崎市障害者福祉計画			第6次高崎市障害者福祉計画							
	第5期高崎市障害福祉計画			第6期高崎市障害福祉計画・ 第2期高崎市障害児福祉計画			第7期高崎市障害福祉計画・ 第3期高崎市障害児福祉計画				
長寿社会課	高崎市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			高崎市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			高崎市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画				
介護保険課											
こども家庭課	高崎市子ども・ 子育て支援事業計画		第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画								
健康課	高崎市第2次健康増進計画						高崎市第3次健康増進計画				

## 第2章 高崎市の現状と独自の取り組み

### 1 制度改正の状況と高崎市の現状

#### (1) 制度改正の状況

従来の福祉サービスは高齢者・障害者・児童といった対象ごとに充実・発展してきましたが、一方で、超高齢化、人口減少、家庭・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が困難なケースも顕在化してきました。

こうした中、高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者に対する生活困窮者自立支援制度の創設など支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められてきました。また、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性の応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が施行されました。

これらの法律は、支援を必要としている住民を対象とした福祉サービスの提供だけでなく、地域を基盤とし住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して地域福祉の推進を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくり（我が事・丸ごとの地域づくり）をめざすという基本的な考え方であり、社会福祉の地域福祉化・地域福祉の制度化とも呼ばれています。

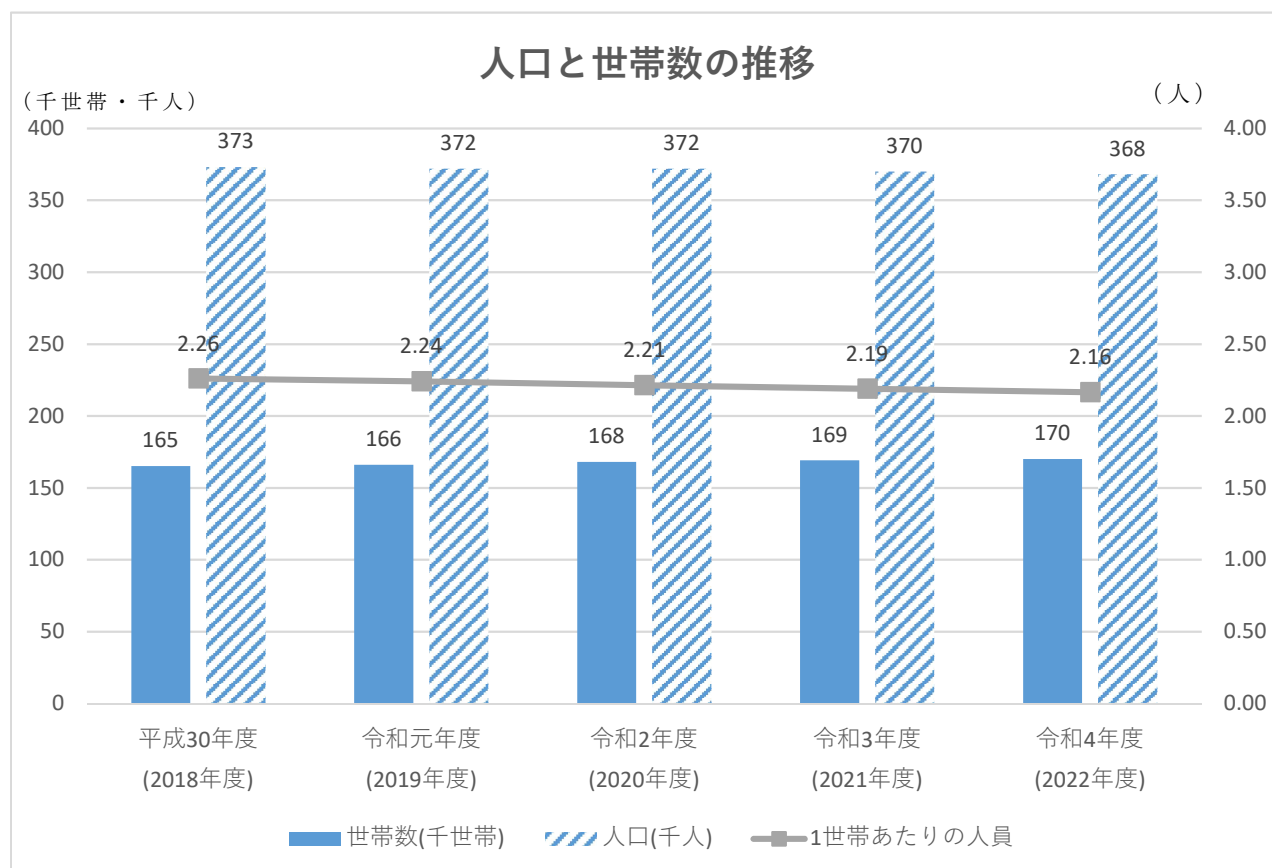
## (2) 高崎市の現状

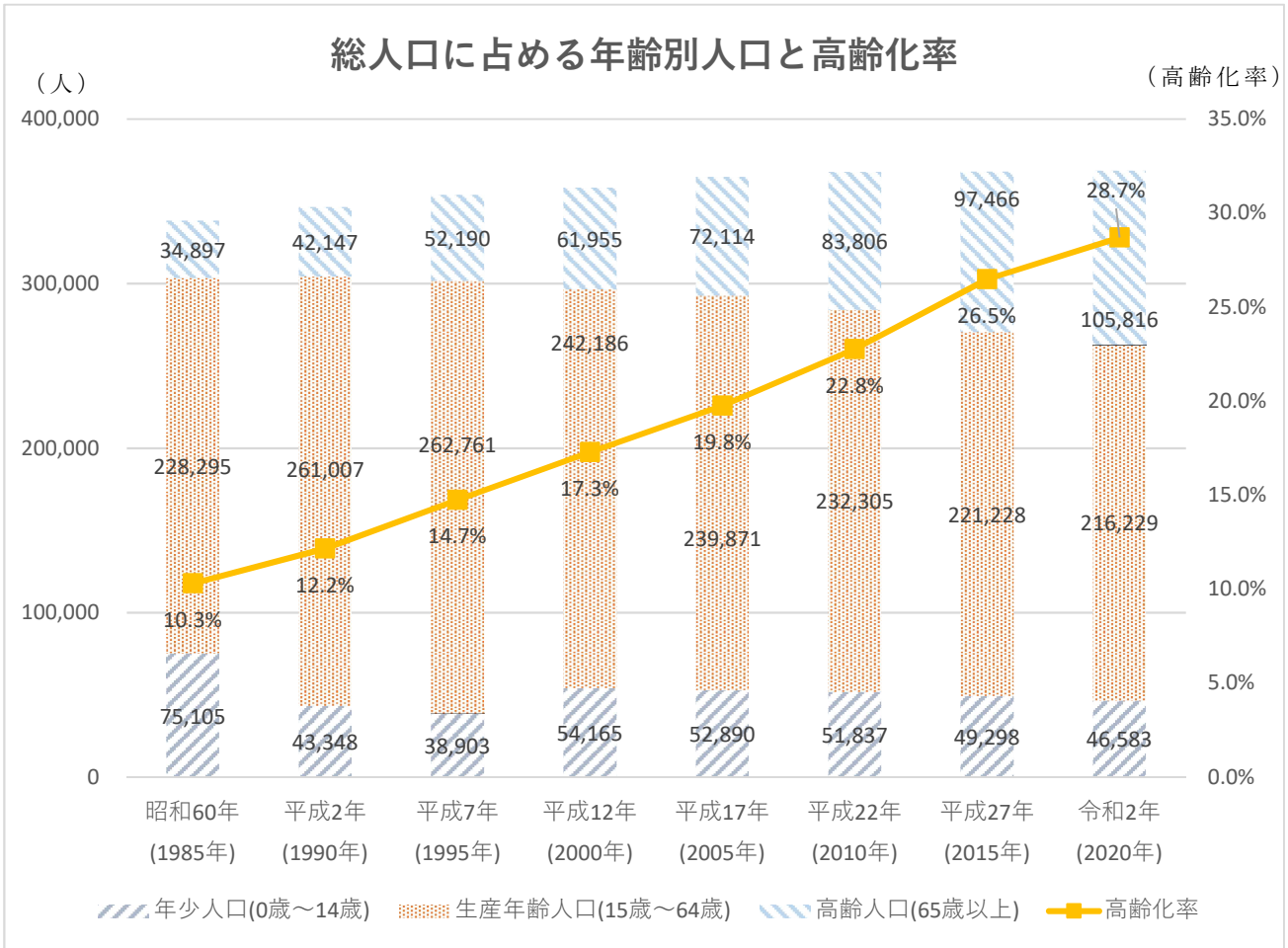
### 人口動態

本市の人口は、令和5（2023）年12月末現在、367,861人であり、この5年間の推移を見ますと、我が国全体の課題となっている少子高齢化の進行により、本市も人口減少の傾向が見られますが、転入者が転出者を上回る、いわゆる「社会増」の状態は維持しており、全国の地方都市に見られるような大幅な人口減少には至っていません。

一方、世帯数は平成28（2016）年に16万世帯を超え、以降も増加傾向にあることから、核家族化や単身世帯の増加が進行していることが伺えます。

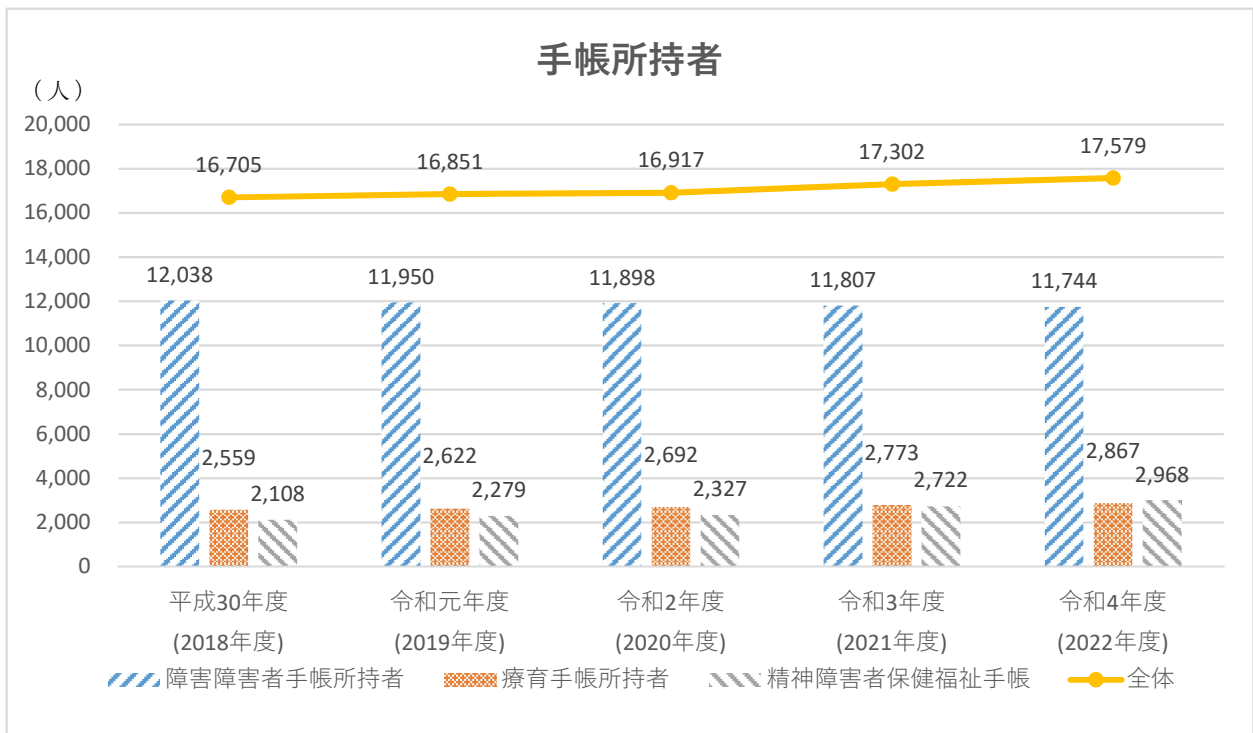
なお、令和2（2020）年の国勢調査の結果を基に国が算出した将来推計人口によれば、今後、高齢者人口や高齢化率は増加を続け、およそ3人に1人以上が高齢者という状況になるものと見込まれています。





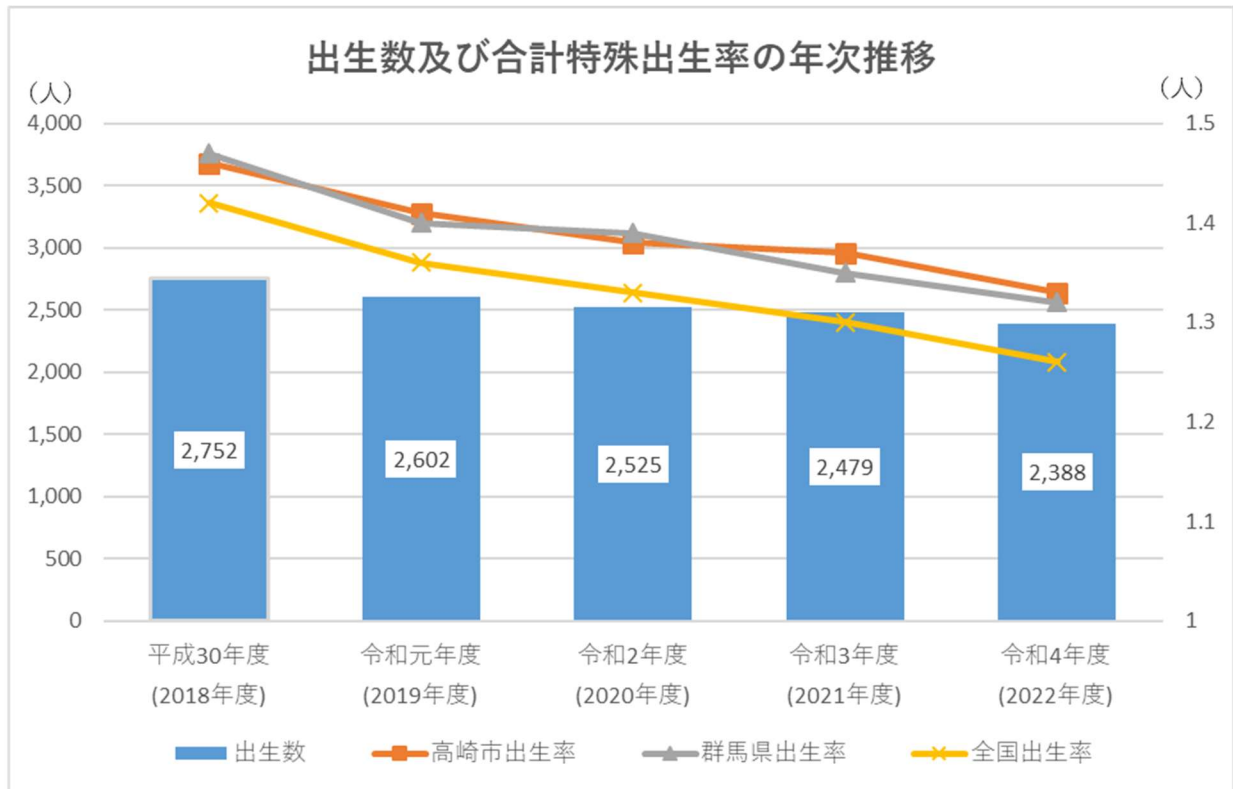
## 障害者数

身体障害者手帳の所持者数は、概ね横ばいで推移しています。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。



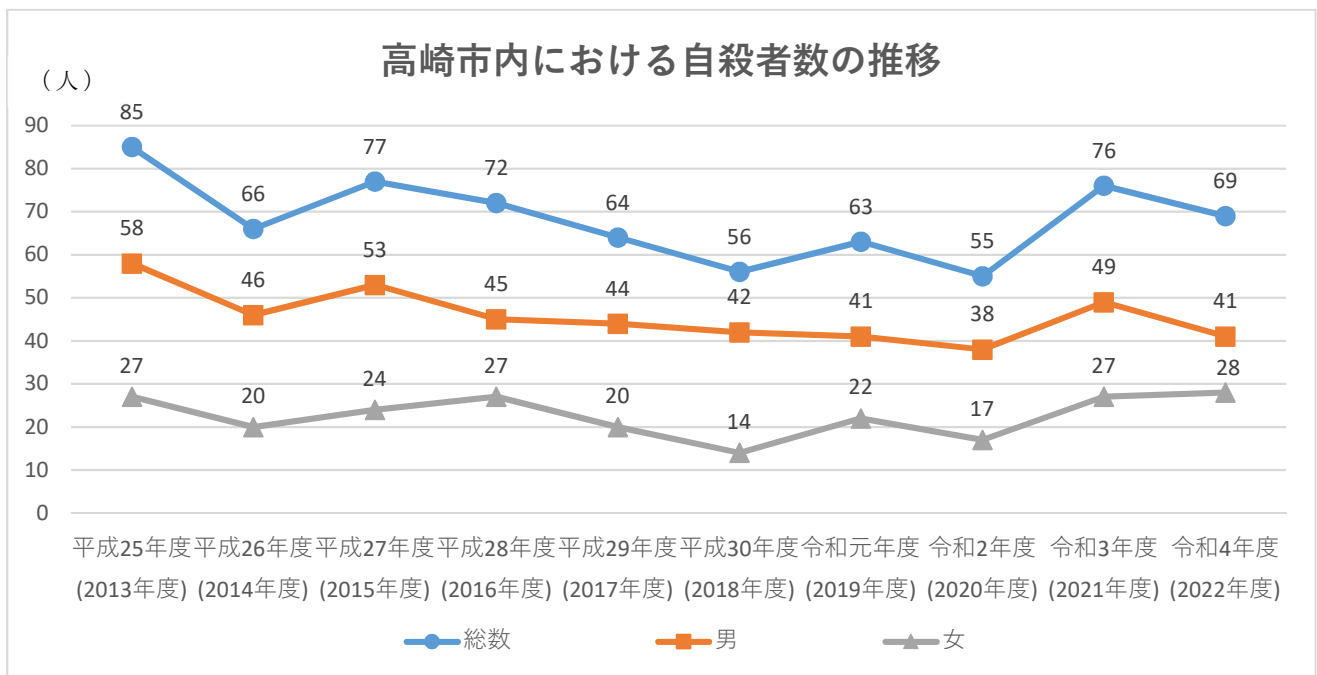
## 出生数

高崎市における出生数は、年々減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は全国を上回っていますが、出生数と同様、年々減少傾向にあります。



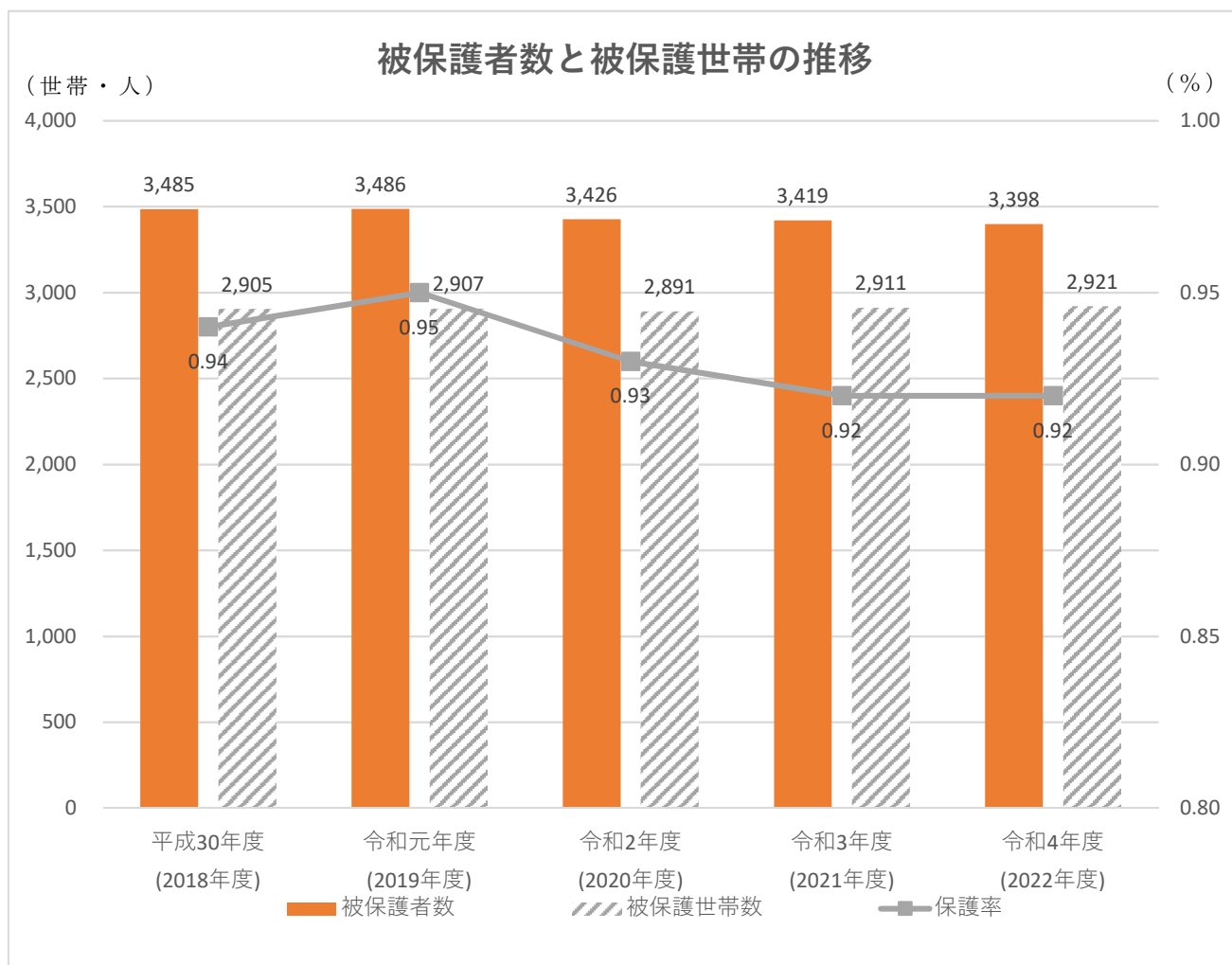
## 自殺者数

高崎市における自殺者数は、平成30(2018)年までは減少傾向でしたが、令和元(2019)年以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により増減を繰り返し、70人程度の方が亡くなっています。



## 生活保護

高崎市における生活保護世帯・人員は、概ね横ばいで推移しています。



## 2 高崎市独自の取り組み（重点的視点）

急速に進展する少子高齢化や核家族化、また複雑・多様化する市民の福祉ニーズに迅速に対応するため、全国的にも進んだ施策を展開していきます。

### （1）手厚い相談窓口の設置

#### ○ 児童相談所設置に向けて

年々増加する児童虐待案件に対応するため、「高崎の子どもは高崎で守る」をコンセプトに、令和7年度中の開所を目指し、本市独自の児童相談所の設置準備を進めています。

#### ○ 高齢者福祉なんでも相談センター（仮称）

令和6（2024）年度に開所する、「高齢者福祉なんでも相談センター（仮称）」は、健康上の不安から年金収入等に応じた生活設計、介護施設への入所等にかかることなど、高齢者やその家族が抱える様々な悩み事に対し、高齢者自身だけでなくその家族など誰でも気兼ねなく、気軽に、簡単に相談できる相談体制を整備し、日々の生活の不安をやわらげ、安心して暮らし続けることができる生活環境を整え、高齢者がより生き生きとした日常生活を送ることが出来るための支援に取り組んでいきます。

#### ○ こども救援センター

令和元（2019）年度に開所した、「こども救援センター」は、年々増加する児童虐待に対応するため、虐待が疑われる家庭に対して必要に応じた指導や働きかけなどを行うとともに、子育ての相談窓口として保護者の悩みや不安などを聞くことで、保護者のニーズに合わせた支援につなげられるよう取り組んでいます。



### ○ 高齢者あんしんセンター

令和5（2023）年度現在、市内に29か所設置されている「高齢者あんしんセンター」は、全国的にもトップレベルの設置数であり、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉にあらゆる相談に対応し、地域に根ざした高齢者の支援に取り組んでいます。

### ○ 障害者支援SOSセンター

平成30（2018）年度に開所した「障害者支援SOSセンター」は、全国初の障害に特化した窓口として、障害に関するあらゆる悩み事について、ワンストップで総合的に受け付け、支援関係機関や関係部署へつないだり、助言を行うなど、障害のある人やその家族等への支援体制の強化に取り組んでいます。

### ○ 子育てなんでもセンター

平成29（2017）年度に開所した「子育てなんでもセンター」は、子育て世代の様々な相談を受けるとともに、子育て支援、就労支援、託児など、市・関係機関・NPOなどが一体となって運営する全国でも類を見ない取り組みを行っています。

### ○ こども発達支援センター

平成23（2011）年度に開所した「こども発達支援センター」は、発達に不安や特性のある子どもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、0歳から中学校卒業まで一貫した支援を行うことにより、子どもたちが将来自立し、社会参加するために必要な力を培える体制づくりに取り組んでいます。

## （2）本市独自の取り組み

### ○ 高齢者力しごとSOS

高齢者世帯の安心安全な暮らしや生活の質の向上に寄与することを目的として、粗大ごみ等の処分や、重い物の移動などを支援しています。

## ○ ヤングケアラーSOS

さまざまな事情により家事や、きょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行なっている子ども「ヤングケアラー」の深刻な事例に対処するため、サポーターを無料で派遣し、生活における負担の軽減を図り、子どもが子どもらしく暮らせるよう支援をしています。

また、支援のため自宅を訪問することで、日々の定期的な見守りにもつなげています。

## ○ 高齢者ごみ出しSOS

高齢者世帯や障害のある方、小さな子供がいる世帯など、ごみ出しに困っている世帯を対象に、快適で安心して暮らせる生活環境を実現することを目的に、無料でごみを収集する事業を行っています。

週に1回、決められた曜日に訪問し、声かけによる安否確認を行うことで、安心して安全な生活に役立てています。

## ○ 子育てSOSサービス

妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めること、子育てに向け支援することを目的としたサービスを行っています。

食事の準備及び後片付けや、居室などの掃除及び後片付けといった家事支援、おむつ交換やもく浴などの準備や後片付けの手伝いといった育児支援を行っています。

## ○ 高齢者世帯買い物SOSサービス

高齢者世帯の人が、体調不良などにより買い物が困難になった際、食料品や日用生活用品を自宅まで配送するサービスを実施しています。

## ○ おとしよりぐるりんタクシー

高齢者や障害のある方の生活の足の確保を目的として、高齢化率の高い地域においてルート上であればどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要の移動支援を行っています。

令和5（2023）年度現在、13ルートで運行を実施し、地域住民の移動支援のみならず、高齢者の外出機会の創出、運転免許証自主返納者の移動支援にもつなげています。

## ○ 高齢者配食サービス

自ら調理することが困難であり、食事について援助を受けられない高齢者で、低栄養の改善や見守りが必要な方に対し、食事を配達しています。

また、朝昼夕の3食にも対応しており、配食事業者が本人に直接お弁当を手渡しすることで、日々の定期的な見守りにもつなげています。

## ○ はいかい高齢者救援システム・障害者救援システム

認知症によるはいかい行動や障害などにより、所在不明となる恐れのある高齢者や障害者に、GPS機器の貸し出しを無料で行っています。

これにより、日常的な見守りや所在不明時の早期発見・保護を図るとともに、介護する家族の負担軽減につなげています。

## ○ 高齢者等あんしん見守りシステム

ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、体調不良などの緊急時に助けを呼べる緊急通報装置及び安否確認センサーを無料で設置し、高齢者の見守り体制を強化するとともに、システムを通じて高齢者の様々な相談に応じるなど、孤独死ゼロと健康・生活不安等の解消を目指す取り組みを行っています。

## ○ 介護SOSサービス事業

介護や見守りが必要な高齢者の在宅介護を支援するために、介護する家族や介護者の急用時にヘルパーが即時に訪問し、または宿泊の場を提供しています。家族や介護者の負担軽減や介護離職防止のため、全国初の取り組みとして24時間365日体制で実施しています。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標及び体系図

### 1 計画の基本理念

国では平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

本市における前計画の「第3次高崎市地域福祉計画」では、「地域の支え合い、助け合いによる共助社会の実現」を基本理念に掲げました。

第4次地域福祉計画においても前計画の基本理念を踏襲し、既存の福祉施策をさらに充実させるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

#### 地域の支え合い、助け合いによる共生社会の実現



## 2 計画の基本目標

地域福祉に関する現状及び課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、今後5年間の取り組みの基本目標を以下のとおりとしました。

基本目標 1 地域生活課題を共有し共に解決する地域づくり

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる包括的な支援づくり

基本目標 3 福祉関連機関の連携による支援体制づくり

基本目標 4 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

基本目標 5 適切な福祉サービスの利用ができる仕組みづくり

基本目標 6 地域福祉活動の担い手づくり

基本目標 7 効率的な地域福祉推進に向けた仕組みづくり

### 3 計画の体系図

第4次計画の基本目標		施策の方針	
<b>基本目標1</b> 地域生活課題を共有し共に解決する地域づくり	1-1	地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援	20ページ
	1-2	地域住民等に対する研修の実施	21ページ
	1-3	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	22ページ
	1-4	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域の設定	24ページ
<b>基本目標2</b> 誰もが安心して暮らせる包括的な支援づくり	2-1	地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知	25ページ
	2-2	地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	27ページ
	2-3	地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	28ページ
	2-4	制度の狭間の課題への対応	29ページ
<b>基本目標3</b> 福祉関連機関の連携による支援体制づくり	3-1	支援関係機関によるチーム支援	30ページ
	3-2	協働の中核を担う機能	31ページ
	3-3	地域住民等との連携	33ページ
<b>基本目標4</b> 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり	4-1	生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制	34ページ
	4-2	居住に課題を抱える人への横断的な支援	35ページ
	4-3	就労に困難を抱える人への横断的な支援	36ページ
	4-4	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援	38ページ
	4-5	子ども、高齢者、障害者に対する虐待への統一的な対応	40ページ
	4-6	安全で安心な社会を実現するための再犯防止に関する事項	42ページ
	4-7	福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	44ページ

## 第4次計画の基本目標

## 施策の方針

### 基本目標5

適切な福祉サービスの利用  
ができる仕組みづくり

5-1	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	45ページ
5-2	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	46ページ
5-3	判断能力に不安がある人及び福祉サービス利用者の権利擁護	47ページ
5-4	利用者の適切なサービス選択の確保	49ページ
5-5	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	50ページ

### 基本目標6

地域福祉活動の担い手づくり

6-1	専門職の専門性の向上	51ページ
6-2	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	52ページ
6-3	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進	53ページ
6-4	地域福祉を推進する人材の養成	54ページ
6-5	社会福祉協議会の基盤整備強化と連携	56ページ

### 基本目標7

効率的な地域福祉推進に向けた仕組みづくり

7-1	地域づくりにおける寄付や共同募金等の取り組みの推進	57ページ
7-2	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	58ページ
7-3	全庁的な体制整備	59ページ





# 第二部

## 本論

## 施策の方針 1 - 1

地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

## 現状と課題

現在、地域の福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足が懸念されています。理由としては、地域の組織や活動に関わることが苦手な人やわずらわしいと思う人、また、仕事が忙しいなどの様々な理由で地域福祉活動に参加できない人がいることなどがあげられます。

多くの人々が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけをつくり、活動できる人を増やしていくために、地域住民の参加を促す活動を行う人や団体の育成が重要であり、効果があると考えられます。

市では、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な人たちが協力しながら、自分たちで解決できる地域の課題を検討する場として「協議体」を各地域で発足させ、生活支援コーディネーターを配置しています。

この生活支援コーディネーターたちが、さらに地域の住民を巻き込んでいくことで、地域住民の参加を促すことが期待されます。

また、地域福祉活動の支援や調整を行う「コミュニティソーシャルワーカー」は、市民からの相談に対して、専門職や福祉サービス提供者、ボランティアグループ等との連携を図り、対応できる団体や関係機関につないだり、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域における福祉活動を支援・促進する役目を担っています。

このコミュニティソーシャルワーカーの役割を社会福祉協議会の職員が担うことにより、地域福祉推進の中心的担い手として活動できるための取り組みを行います。

方針 1 - 1	取り組み内容
望ましい地域の姿	・住民の参加を促す活動を行う人や団体の積極的な取り組みにより、多数の住民参加による活発な地域福祉活動が行われている。
市の取り組み	・地域住民が主体となって地域の課題を検討する協議体の取り組みを支援します。 ・社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの役割を担う取り組みを支援します。

## 施策の方針 1 - 2

## 地域住民等に対する研修の実施

## 現状と課題

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、今後ますます多様化することが予想される地域の福祉課題に対応していくためには、まずは地域の連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合う意識を高め、隣近所同士で気軽に手助けをしたり、ボランティアと地域の住民が協力して、困りごとを抱えた住民や地域の課題を解決していくなどの取り組みが求められます。

さらに、各地域で福祉活動を行っている住民や各種団体、町内会、ボランティア団体、NPOや公的なサービスを行っている福祉施設等を、地域福祉活動の中心的な役割を担ってくれる人の手により有機的につなげ、地域福祉活動を充実させていくことも必要です。

この住民自らが地域の福祉課題に主体的に関わり解決するという地域の福祉の在り方について市民の理解と関心を深め、地域福祉を実践していくためには、地域における福祉教育の向上が不可欠であると考えます。

福祉教育を推進することで、福祉の心を醸成し、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、障害の有無や年齢等に関わらず、自らを含めた全員がかけがえのない地域社会の一員であるという意識を持つことにつながります。

方針 1 - 2	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分達の地域の課題は自分たちで解決するという意識を持っている。</li> <li>・住民が地域の勉強会や研修会に積極的に参加するとともに、地域のボランティアや福祉活動に積極的に参加している。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民を対象とした出前講座「地域福祉の推進について」や「みんなでつながろう！支え合いの輪—支え合い活動を始めよう」等を開催し、地域の福祉意識の向上に努めます。</li> <li>・地域での支え合いの意識を醸成するため、町内会等で行われている活動や福祉課題の把握に努め、助言や先進的な活動を紹介するなどの方策について研究します。</li> </ul>

## 施策の方針 1 - 3

## 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

## 現状と課題

私たちが日々の生活を送っていく中で、様々な困難や生活課題を抱える場合があります。そのような時、家族や友人がいれば相談することができますが、一人で抱え込んでしまう人も少なくありません。

このような困難を抱える人々にとって、身近に住む住民の「支え」や「助け」は、住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らして行くためにとても重要になります。

何らかの形で地域や近隣の人との接点を持つことで“ふれあい”が生まれ、周りの人が困難を抱える人を把握することができ、本人の安心の確保にもつながります。そして、日々の“ふれあい”の積み重ねで、「地域における支え合い」の土壌が培われていきます。

地域や近隣の人と接点を持つために、地域の行事や会合に参加するなどが考えられますが、多くの人の場合、そのような場へ参加するために一歩踏み出すことはとても勇気がいるため、あきらめてしまう人が多いのが現状です。

そこで、地域の誰もが気軽に立ち寄って、お茶を飲んだり食事をしながらおしゃべりのできる「居場所づくり」を進めることが効果的です。

地域における居場所づくりは、「サロン」「コミュニティ・カフェ」「茶の間・縁側」など、様々な形で各地で取り組まれています。お茶を飲んだりおしゃべりをするだけでなく、詩や絵画、手芸などの趣味の活動を行ったり、体操やゲーム、スポーツなどの健康づくりを行うなど、活動内容は様々です。

地域の集会所や公民館等の公共施設のほか、空き家・空き店舗などの利活用を推進し、市民がいつでも安心して気軽に利用できるための取り組みを研究します。



方針 1-3	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも気軽に立ち寄れる場・居場所が地域にあり、様々な人々とのふれあいが日常的に行われている。</li> <li>・地域住民が集う拠点が地域住民やボランティア、社会福祉法人などの協力により、継続的な運営が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい・いきいきサロンなど、地域の身近な交流拠点で、日常の困りごと相談などを受けられるような環境づくりに取り組み、交流の場に参加したことが無い人も参加しやすいよう様々な媒体を活用し、情報発信を行う。</li> <li>・高齢者や子育て世代、障害者などの交流の場として、空き家などを活用する場合の改修費や家賃を助成する事業を行います。</li> </ul>

## コラム

### 空き家を活用した地域サロン

自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場など、気軽に利用できるサロンの運営を目的として空き家を改修する場合の改修費用（空き家地域サロン改修助成金）や、空き家をサロンとして借りる場合の家賃（空き家地域サロン家賃助成金）を予算の範囲内で助成します。

※令和5（2023）年度時点において実施している事業です。



（空き家を活用した町内会の集会所の様子）  
撮影場所：上中居町第一町内会集会所

## 施策の方針 1 - 4

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域の設定

## 現状と課題

基本目標である「地域生活課題を共有し共に解決する地域づくり」を具体的に推進して行くためには、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に向けて取り組むことが求められますが、このような取り組みが可能となる地域の範囲としての「圏域」を設定する必要があります。

このような地域の支えあい活動の範囲として、もっとも小さな範囲である集落（組、班など）から始まって、小学校区、中学校区、旧市・合併町村、全市といった広がりの中のどこの地域を圏域として設定するかは、地理的条件や交通事情だけでなく、地域の活動を支えている組織（地域づくり活動協議会や地区社会福祉協議会、町内会、PTA、育成会、長寿会等）などを考慮する必要があります。

隣近所や町内会単位のつながりも重要ですが、

- 1 人と人が、もう少し広いつながりを持った支えあい活動の場としての範囲
  - 2 人々が自分たちの地域として実感できる範囲
  - 3 市や社会福祉協議会、社会福祉施設などの支援を提供しやすい範囲
- として、小学校区を設定することが適当です。

高齢者あんしんプランでは、行政区を基本とした46の小学校区ほどの地域を日常生活圏域として設定し、高齢者あんしんセンターなどの活動により高齢者のニーズや情報の把握をきめ細かく行う取り組みを行っています。

多くの住民が参加しながら、自分たちの地域でお互いに支え合うための仕組みについて、小学校区単位を基本とした地域づくりに取り組めます。

方針 1 - 4	取り組み内容
望ましい地域の姿	・小学校区ほどの地域において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に向けた取り組みが行われている。
市の取り組み	・小学校区ほどの圏域を中心とした支え合いの仕組みづくりに資するため、地域ごとの状況を把握する調査・研究を行います。

## 施策の方針 2 - 1

## 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知

## 現状と課題

市では高齢者・障害者・子どもなど、対象者ごとに充実した相談支援体制を整備しています。

高齢者あんしんセンターを市内29か所に設置し、高齢者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、障害者がいつでも気軽に相談できる場として障害者支援SOSセンターを平成30（2018）年度に開設しました。

また、子どもや家庭に関する相談については、こども家庭課やこども発達支援センターのほか、平成29（2017）年度に子育てなんでもセンターを開設し、様々な相談に対応しています。

これらの相談の場では高齢者・障害者・子どもの専門的な相談に対応するため、それぞれの対象者に適した相談支援体制をとっています。

今後、包括的な相談支援体制の構築のために、これら既存の相談支援機関の相談機能の充実を図るとともに、対象者を限定せず、誰でも気軽に相談できる体制を整備します。

さらに、これらの相談機関を住民の身近な相談機関として広報高崎や市ホームページによる積極的な周知を図ります。

方針 2 - 1	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困ったことがあったら相談できる場所を知っている。</li> <li>・身近に困りごとを抱える人がいたら、相談できる場所を紹介することができる。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者あんしんセンターや障害者支援SOSセンター、子育てなんでもセンターなど、相談者の最初の窓口となる機関の機能強化を図ります。</li> <li>・高齢者あんしんセンターなどの相談窓口を広報高崎や市ホームページにて周知します。</li> <li>・複合的な課題を抱えた対象者には、関係機関が緊密に連携し、相談を包括的に受け止めて適切なサービスの提供につながるよう連携を強化します。</li> </ul>

## 高齢者あんしんセンター

市内29か所に開設している「高齢者あんしんセンター」は、高齢者にまつわる問題を何でも受け付けてサポートする頼れる相談窓口です。

あんしんセンターの職員は「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に、地域の中の一人暮らし高齢者などのお宅に出向いて、問題などはないか様子を伺っています。

高齢者本人はもちろん、その家族や近所の人からの相談も受け付け、介護サービスなどの専門的なことから日常の困りごとまで幅広く対応しています。

高齢者一人一人に合わせ、一番良い支援を考えています。



## 障害者支援SOSセンター

「障害者支援SOSセンター」（愛称：ばるーん）は、障害に関する様々な相談をワンストップで受け付ける相談窓口です。

「自分が高齢になってきて、障害のある子どもの将来が心配」「障害のある子どもの療育をどうしたらいいか」「障害のある子どもの就職先を見つけたい」。

日常生活や社会生活における福祉に関するサービス、将来の生活に対する不安や心配など様々な相談をワンストップで受け付け、早期に適切な支援が受けられるよう関係機関へつなぎます。

## 子育てなんでもセンター

「初めての妊娠で子育てが心配…」「離乳食はどんなものから始めたらいいの?」「ハイハイを始める頃だけど」。

こうした子育ての不安や悩みに応じてくれる強い味方が「子育てなんでもセンター」です。妊娠期の不安や子どもの健康などの育児のことはもちろん、幼稚園・保育所（園）などへの入園、ママたちの再就職に関することまで、子育て世代の様々な相談を1か所で受け付けています。



## 施策の方針 2 - 2

## 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

## 現状と課題

複合的で複雑な生活課題を抱えた住民は、地域から孤立していたり、あるいは複合的で複雑な課題ゆえにどこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることが考えられます。

また、相談に行きたくても、車がないし頼める人もいない、バス停まで遠いなどの理由から相談に行けない人や、相談の場に行く勇気がない、気兼ねして相談できないなどの理由で自ら相談による支援を求めない人がいます。

充実した支援体制が整っていても、このような人の声や情報が届かなければ、支援に結びつくことが遅れてしまうことから、対象となる人を早期に積極的に把握し、支援につなげることができる取り組みが必要です。

市では、高齢者あんしんセンターの設置数を拡大するとともに、「待つ福祉」だった体制を見直し、積極的に高齢者宅に出向き、高齢者に寄り添いながら心配事や困りごとを聞く「出向く福祉」へと転換を図りました。

このような取り組みを他の支援関係機関でも推進するとともに、民生委員・児童委員等の地域の関係者や他の相談支援機関との積極的な連携を図ります。

方針 2-2	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困ったことや相談したいことがあればいつでもスムーズな相談につながっている。</li> <li>・民生委員・児童委員などの地域の関係者と高齢者あんしんセンターなどの相談機関が連携して地域住民の相談にあたっている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談機関は積極的に地域に出向き、住民の相談に応ずる体制を整備します。</li> <li>・相談に必要な技術や知識を習得し、相談内容に応じた必要な配慮について学ぶなど、担当職員の能力向上を図ります。</li> </ul>

## 施策の方針 2 - 3

地域住民の相談を包括的に受け止める場の  
バックアップ体制の構築

## 現状と課題

高齢者あんしんセンターや障害者の相談支援事業所、社会福祉法人、NPO など、地域の身近な相談窓口が把握する生活課題の中には、慢性疾患を抱える高齢者や慢性的な精神疾患を抱える方、特別な医療的ニーズのある子どもなど、個々の相談窓口のみでは解決が難しい生活課題が数多くあります。

このような支援を必要とする人が在宅で、すなわち地域で尊厳を持って生活ができる支援を提供するために、生活課題を把握した地域の身近な相談窓口に対して専門的なバックアップ体制を構築しておく必要があります。

そのために、基本目標 3 で取り組む「支援関係機関によるチーム支援」や市（社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、こども発達支援センターなど）が有機的に連携し、専門職等による専門的な相談や支援を、生活課題を把握した地域の身近な相談窓口と協働で行うことで、個々の相談窓口において充実した相談機能を発揮できるような体制整備に取り組みます。

方針 2 - 3	取り組み内容
望ましい地域の姿	・最初に相談を受けた相談機関で、住民の困りごとが解決するまで専門的な相談内容を含めた相談が行われている。
市の取り組み	・各相談機関と市福祉関係課との連携強化に取り組むとともに、個人情報の共有方法について研究します。

## 施策の方針 2 - 4

## 制度の狭間の課題への対応

## 現状と課題

近年、少子高齢化や家族構造の変化などにより、私たちの生活と福祉を取り巻く環境は大きく変容しています。

ひとり暮らし高齢者の社会的孤立や高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児の問題を同時に抱える「ダブルケア」や、大人の代わりに家事や家族の世話等をこどもが日常的に行なっている「ヤングケアラー」など、市民が抱える生活課題は複雑、多様化しており、既存の制度では対応が難しい課題が顕在化してきました。

このような、介護や子育て、障害など分野別制度の福祉サービスの充実だけでは十分な対応が難しい「制度の狭間」の課題については、制度や分野を横断した、関係職種や機関、組織による連携・協働しての対応が求められるとともに、「一人ひとりの住民の暮らしを地域で支える」という援助と「一人ひとりの住民の暮らしが支えられる地域をつくる」という援助を、ソーシャルワーカーあるいは多様な人々の連携によるチーム支援によって、地域で展開される必要があります。

平成27（2015）年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活困窮者に対して地域における多様な機関等と連携し、「生活困窮者を通じた地域づくり」の観点から包括的な支援を実施するものであり、個別支援と地域づくりを一体的に取り組みというコミュニティソーシャルワーカーの役割の実践でもあります。

直面する複雑、多様化した生活課題に対して、対象者の属性（高齢・障害・子どもなど）に関わりなく、縦割りの分野別制度を世帯・家庭を中心に横断的に調整し、これまで福祉で十分に対応しきれなかった支援に加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みにより、制度の狭間にある課題への包括的な取り組みを進めます。

方針 2-4	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的孤立や制度の狭間の課題を抱える人・世帯に対し、地域の住民や多様な機関により適切な支援が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局間における情報共有・連携のためのルールづくりをすすめる、スムーズな連携体制構築に努めます。</li> <li>・社会的孤立や制度の狭間の課題を抱える人・世帯に対し、地域ぐるみで支援するような地域の仕組みづくりについて研究します。</li> <li>・支援等を目的とした訪問により、日々の定期的な見守りに努めます。</li> </ul>

## 施策の方針 3 - 1

## 支援関係機関によるチーム支援

## 現状と課題

近年の社会福祉制度改革において、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などの法律が改正され、人々が支え合いながら暮らしていくことを支援する制度が整備されました。

これにより、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者の自立相談支援機関など、高齢・障害・子ども・生活困窮などの個別分野ごとに支援機関の拠点づくりが推進されてきました。

しかし、世帯や家族が抱える「生活課題」は、高齢者の介護と育児が重なっている世帯や高齢者とひきこもりの人が同居する生活困窮世帯など、高齢・障害・子ども・生活困窮等の課題が複雑に絡み合った、「複合化した生活課題」を抱える世帯・家族が増えており、ひとつの支援機関のみで解決を図ることが難しくなっています。

この世帯・家族が抱える「複合化した生活課題」に対応していくために、各支援機関が情報を共有し、「多職種・多機関連携」により支援する体制づくりが求められています。

そのため、専門職と支援機関の機能の仕組みを整えるとともに、個人情報や守秘義務の取扱いを改善し、各支援機関の専門職によるチーム体制での包括的な支援体制整備に取り組みます。

方針 3-1	取り組み内容
望ましい地域の姿	・専門職等によるチーム支援により、複合化した生活課題を抱える人や世帯が安心した生活を送っている。
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各支援機関が連携を図るための支援方法について検討し、包括的支援を行うチーム体制の確立に取り組みます。</li> <li>・個人情報の提供の在り方について研究し、各支援機関における情報共有の仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>・複合的な課題を抱えた対象者には、関係機関が緊密に連携し、相談を包括的に受止めて適切なサービスの提供につながるよう連携を強化します。</li> </ul>

## 施策の方針 3 - 2

## 協働の中核を担う機能

## 現状と課題

近年、少子高齢化・核家族化、経済・雇用環境の変容により、介護と育児に同時に直面する世帯、高齢の親とひきこもりの子が同居する世帯、ワーキングプアや子どもの貧困など、個人や家族が抱える生活課題は複合化・複雑化しつつあるとともに、社会保障制度では対応できない課題（制度の狭間の課題）も増えています。

現在は、生活課題を抱える個人や家族を把握した支援機関が中心となって関係する支援機関との連絡・調整を行っていますが、支援機関により連携の図り方が異なり、中には十分な連携が図られていないケースも見受けられます。

複合化・複雑化した生活課題は、ひとつの支援機関のみで解決を図ることが難しいため、関係機関が協働してチームを組み、包括的に支援する必要がある、十分な連携が図れる支援チームによる支援体制を編成するためには、複数の支援機関をつなぐネットワークの形成、連絡・調整を専門的に行うなど、連携を図るための中心的な役割を担う機関が必要となります。

市に設置している生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関において、ネットワークの形成や支援チームの編成、支援に関する協議・検討の場づくりに、必要な協働の中核の役割を担う機能づくりに取り組みます。

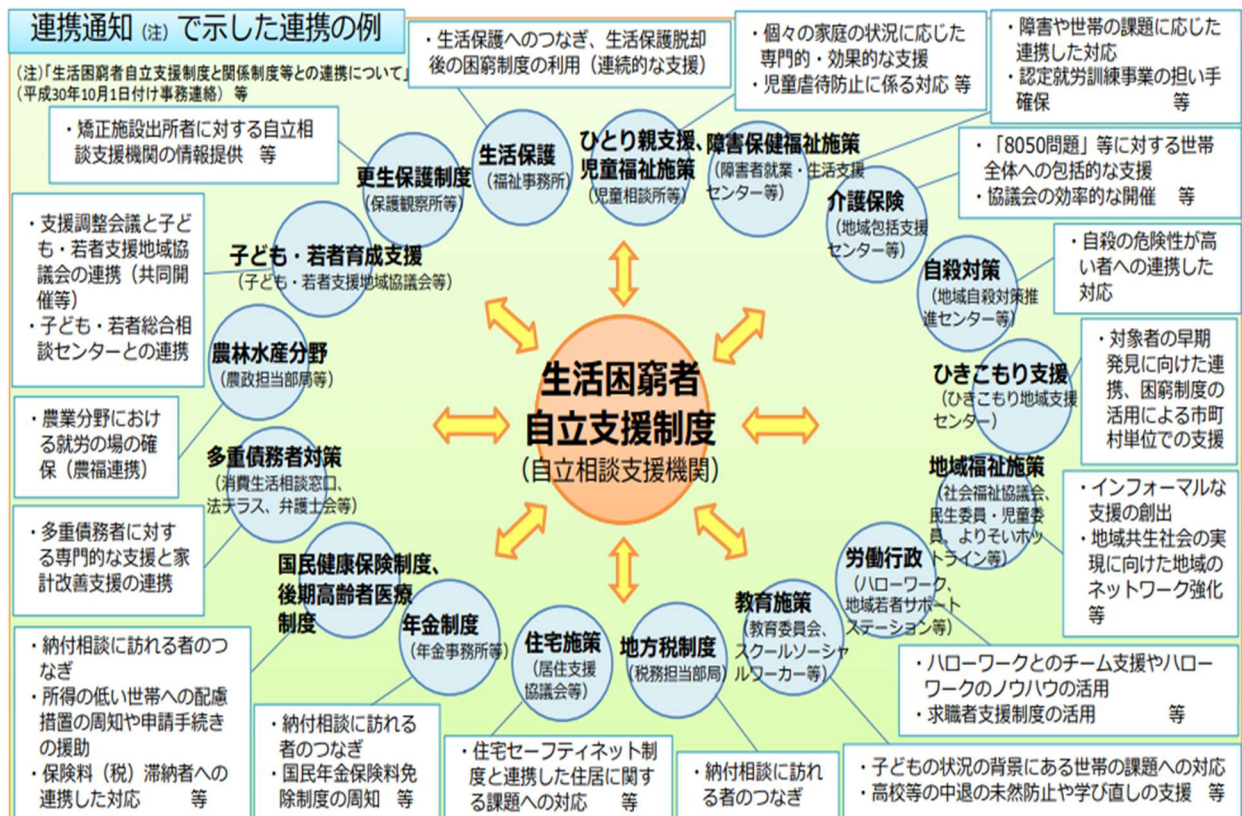
方針 3-2	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の支援機関のネットワークにより、複合的で複雑な生活課題を抱える人や家族に包括的な支援が提供されている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係機関とのネットワーク形成のための方策を検討するとともに、個人情報共有の在り方について研究します。</li> <li>・支援チームによる個別の事案の検討の場について、既存の場（地域ケア会議等）の機能拡充または新たな検討の場の設置を研究します。</li> </ul>

## 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

生活困窮者自立支援制度は、自立相談支援機関を中核に、他の制度や関係機関等との連携により、本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施しています。

自立相談支援機関では、生活困窮者の早期把握や働く場・参加する場を広げていくなど、ひとつでも多くの関係機関と顔の見える関係を築きながら、連携を図っています。

生活困窮者自立支援制度による多機関連携のイメージ図  
(厚生労働省資料)



## 施策の方針 3 - 3

## 地域住民等との連携

## 現状と課題

ひきこもり、高齢者の貧困やごみ屋敷等の公的制度では解決が難しい複合的で複雑な生活課題を抱える住民ほど、地域から孤立していることが多く、ソーシャルワーカー等の支援機関の専門職が寄り添い支援を続けることで地域との関わりが薄れ、さらに孤立を深め、根本的な解決に至らない場合もあります。

このような複合的で複雑な生活課題を抱える住民に対しては、まず地域でのつながりを再構築することが重要であり、その上で地域住民相互の支え合いにより、きめ細かで日常的・継続的な支援につながる大切が大切です。

まずは地域住民が、住民個人が抱えるこのような生活課題を抱える住民の課題を地域の課題であると認識することと同時に、地域の中で、その人が受け入れられるよう支援機関の専門職が地域住民に積極的に働きかけることが求められます。

地域とのつながりや支え合いによる支援の中で、本人が地域の中で役割や居場所を見つけるなど、「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援について、支援機関と地域住民やボランティアとの協働による取り組みを進めます。

方針 3-3	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が、住民個人が抱える複合的で複雑な生活課題を自分たちの地域の課題として捉え、解決に向けた検討が行われている。</li> <li>・地域住民やボランティアにより、複合的で複雑な生活課題を抱える住民の支援が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的で複雑な生活課題を抱える住民への支援を行う専門職が、地域との連携を図るための必要な方策を検討します。</li> </ul>

## 施策の方針 4 - 1

生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制

## 現状と課題

令和5（2023）年現在、生活保護受給世帯は全国で164万世帯を超え、本市においても3,000世帯に迫っており、とりわけ、高齢者層の割合が増加している傾向にあります。

また、近年、経済的な生活困窮のほか、家族、地域、職場などのつながりが希薄化・喪失することなどによる社会的孤立も問題になっています。生活困窮者は、平成27（2015）年に施行された生活困窮者自立支援法で、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮する者と定義されています。

市では、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を社会福祉課に設置し、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な市民に対して、生活保護に至る前の段階から早期に就労に向けた相談支援等を行い、生活困窮状態の解消に取り組んでいます。

この生活困窮者の相談支援では、高齢者や障害者といった「人の属性」にとらわれず、「生活困窮という状態」を幅広く受け止めるため、公共料金や税の滞納、近隣からの孤立等、生活に困窮する人が出している様々なサインをキャッチし、いかに相談支援につなげるかが重要です。

そのため、福祉、就労、教育、税務、住宅等の各部局において生活困窮者の発見・把握に努めるとともに、確実に自立相談支援機関につなげる仕組みづくりに取り組めます。

方針 4-1	取り組み内容
望ましい地域の姿	・生活困窮状態にある人や家族が気兼ねなく相談できる環境が整っている。
市の取り組み	・生活困窮者を発見するため、各部局において職員の状況把握能力の向上に取り組めます。 ・各部局と自立相談支援機関との間における、連絡体制や情報提供の整備に取り組めます。 ・市、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係者が生活困窮者に関する情報を共有し、連携して自立に向けた支援を行います。



## 施策の方針 4 - 2

## 居住に課題を抱える人への横断的な支援

## 現状と課題

「住まう」ことは人の生活・人生の営みの基本であり、地域において安心して暮らしていくために必要不可欠です。

しかし、高齢者や子育て世帯、低所得者、障害者、被災者などのうち、様々な理由から居住が不安定で住居の確保が難しい人たちがいます。

この大きな要因の一つとして、これらの人たちが経済的に不安定であることがあげられます。

例えば、低年金のまま高齢化する人や就労していない人たちが借家で居住をする場合、入居後の家賃収入の不安定さを懸念され、貸主が慎重になってしまい入居を拒まれてしまう場合があります。

まずは、住居の確保が難しい人たちの家探しや入居契約時において、公共的あるいは公益的な機関が、入居者の身元保証や家賃支払い能力を保証する仕組みを検討するとともに、入居後の生活の安定や自立の促進に向けた支援が必要です。

さらに、平成29（2017）年10月から施行された「改正住宅セーフティネット法」により、登録されたアパートの空き室などを住居の確保が難しい人たちへの賃貸住宅として活用する取り組みも進められています。

住居の確保が難しい人たちの多くは、家族・親族をはじめ、他者との関係が途絶えてしまった人たちです。

住居の確保に関する取り組みと併せ、家族や親族に代わって、日常的な生活の見守りや支援が地域において適切に行われる仕組みづくりに取り組めます。

方針 4-2	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の確保が難しい人たちが入居した後も、地域において日常的な見守りなどの生活支援が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正住宅セーフティネット法にもとづく、家賃債務保証や身元保証を行う「居住支援法人」との連携を図ります。</li> <li>・就労までの間に住居の確保が難しい人に対し、住居確保給付金の支給を行います。</li> <li>・保証人がいないなどの理由で入居などができない事態とならないよう、必要な支援を検討します。</li> </ul>

## 施策の方針 4 - 3

## 就労に困難を抱える人への横断的な支援

## 現状と課題

心身に障害があったり、高齢だったりして「働きたくても働けない人」がいます。

しかし、障害のある人が農作物を育てて直接お客さんに売ったり、デイサービスに通う高齢者が様々な特産品を手作りしたり、できないところを補い、できるところに目を向けることで、その人に合った仕事をつくり出すことができます。

また、ひきこもりや長期間の就労ブランクがある人、コミュニケーションが極度に苦手な人など、自力での就職は難しいにもかかわらず、制度の狭間において支援が受けられずに生活が困窮している人たちもいます。

そのような人たちに対しては、まず生活リズムを整えたり、社会性を身につけたりという就労前の支援を行うことで、本人が失っていた自信を取り戻し、興味や特性を発見して目標を定めたりすることができます。

さらに、近年増加傾向にある「ひとり親家庭」への就労支援も課題となっています。ひとり親が抱える困難は、家庭生活における全ての役割を担い、常に育児の使命と責任を負いながら、経済的基盤を築いていかなければならない上、親自身が何らかの問題を抱えている場合もあり、まず親子の生活や心の安定を最優先し、落ち着きを取り戻してから自立に向けた就労を支援する必要があります。

「働くこと」は、単に収入を得るばかりでなく、日々の生活をつくり、社会とのつながりを構築し、自己実現を図るという大切な意義を持つとされており、それぞれの個性を大切にしつつ役割を担うことで、自尊心が高まり、それが地域に活力を与えることにもつながります。

超高齢化・人口減少社会を迎え、一人ひとりの住民が力を発揮できる多様な社会参加の場、働く場の確保が重要になる中、そうした人たちを貴重な人材として活躍できるように支援する取り組みが必要です。

方針 4-3	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きたくても働けない人が地域とつながるような、多様な社会参加の場、働く場が確保されている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークと連携し、福祉課題を抱えていても自らの能力を活かした就業ができるよう、必要な情報提供に努めます。</li> <li>・職業体験の実施等を通じてその職種への適性を見極め、雇用者と被雇用者双方が納得できる就業機会の創出に努めます。</li> <li>・ひとり親家庭の保護者がよりよい条件で就労することができるようにするための援助等を行います。</li> </ul>



## 施策の方針 4 - 4

## 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

## 現状と課題

自殺は、単にひとつの原因から起こるのではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など、様々な要因が複雑に絡み合う中で発生すると考えられています。

多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」といえます。

高崎市の自殺者数は、増加傾向ではないものの近年では70人前後で推移しており、その対策が求められます。

国の自殺総合対策大綱によると、自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることとされています。

「生きることの阻害要因」とは、過労や生活困窮、育児や介護による疲れ、いじめや社会的孤立等があげられ、また、「生きることの促進要因」としては、本人の自己肯定感の醸成や信頼できる人間関係の形成等があげられます。新型コロナウイルス感染症感染拡大下においては、失業などの経済的影響や外出自粛による他者との関係希薄化が要因となり、自殺者の増加につながったと考えられています。

このため、自殺対策においては、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりと複合的な課題に対応するためのネットワークづくりが重要です。

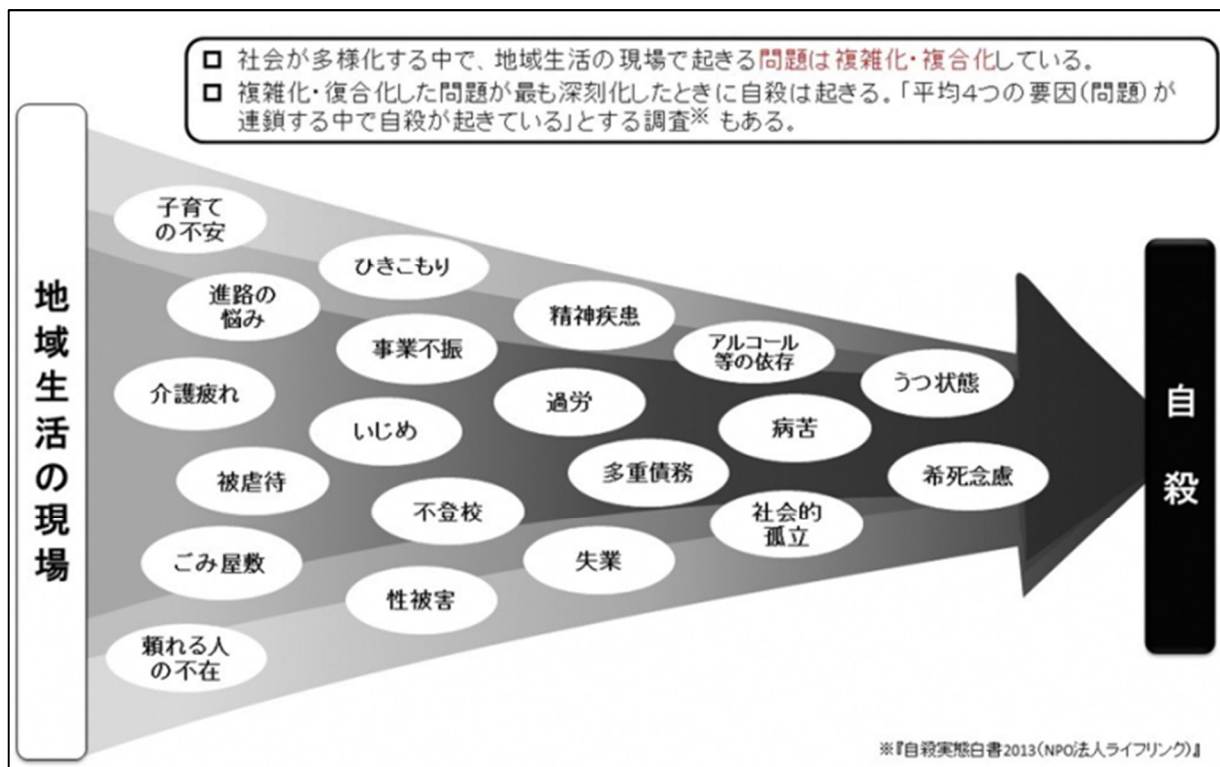
また、自殺と関連深いうつ病や依存症、統合失調症等のこころの病気に関する知識の普及を図るとともに、民生委員・児童委員や地域の関係者、企業等と連携を図り、地域において自殺ハイリスク者を早期に発見する取り組みが求められます。

このことから、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各福祉分野にて自殺ハイリスク者を把握した場合には、速やかに障害福祉課等の関係機関につなぐための庁内連携体制の構築に努めます。



方針 4-4	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺についての知識と理解があり、自殺の恐れがある人を見過ごさずに関係機関につなぐという意識が醸成されている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ自殺対策や相談窓口についての広報・啓発を行うとともに、発見した自殺ハイリスク者を速やかに障害福祉課等の関係機関へつなげるため、連絡体制の構築に取り組みます。</li> <li>・自殺対策計画を策定し、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。</li> <li>・人と人のつながりを継続し、課題解決まで寄り添う伴走的な支援の取り組みについて研究します。</li> </ul>

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



## 施策の方針 4 - 5

子ども、高齢者、障害者に対する虐待への統一的な対応

## 現状と課題

近年、全国的に子どもや高齢者、障害者への虐待が大きな問題となっ  
ています。中にはその方たちの尊い生命が奪われる悲惨な事件も発生して  
います。

これらの背景には子育てや介護の方法に不安がある場合、保護者・養護者  
などが病気などをかかえている場合、失業などで家庭が経済的に困窮し生活に不  
安がある場合などがあり、弱い立場にある子どもや高齢者などが虐待を受けて  
しまう傾向があります。

虐待をしてしまう側も、精神的、身体的、経済的に追い詰められ、虐待に及  
んでしまうケースが多いと言われています。このため、虐待をしてしまう側へ  
の支援も、虐待の早期発見とあわせ、早急な対応が求められています。

国では、平成12（2000）年に児童虐待防止法を、平成18（2006）  
年には高齢者虐待防止法を整備し、平成24（2012）年には障害者虐待防  
止法も整備されました。

本市においても、虐待が発見された場合には、児童の虐待通告24時間電話  
受付体制や高齢者あんしんセンター、障害者虐待防止センター等の通報や相談  
をしやすい環境を整備し、早期対応できる体制を整えています。

しかし、虐待は顕在化しないケースも相当数あると考えられ、早期発見のた  
めには、虐待の現場に一番近い存在である地域住民の通告や通報が必要不可欠  
です。

そのため、市民が虐待や虐待の予防に関して正しい知識を持ち、虐待を発見  
した場合、通告・通報する義務があることを啓発するとともに、虐待を発見し  
た場合には、ためらわずに通告・通報できる環境を整えるなど、虐待を見逃さ  
ない地域づくりに取り組みます。



方針 4-5	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や虐待の発生予防に関して正しい知識を持ち、地域ぐるみで虐待を見逃さない意識が醸成されている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止普及啓発を図るためオレンジリボンキャンペーンをさらに充実させるとともに、相談窓口と通告先の周知、啓発を行い、適切な対応に努めます。</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者虐待に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者あんしんセンターを充実させ、高齢者の人権を守り、高齢者虐待の早期発見と防止の啓発活動を行うとともに、高齢者虐待に関する相談支援や避難措置などへの対応に努めます。</li> </ul> </li> <li>○ 障害者虐待に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待の通報先である「障害者虐待防止センター」の連絡先等のさらなる周知を図ります。また、市民に対する障害者虐待防止に関する啓発活動を行います。</li> </ul> </li> </ul>

コラム

## オレンジリボンキャンペーン

毎年11月は、国が推進する児童虐待防止推進月間です。子どもへの虐待を防止するため、この期間中は全国各地で様々な取り組みが行われます。

オレンジリボンには、「子どもに対する虐待を防止する」というメッセージが込められており、この運動のシンボルマークになっています。

● 児童相談所全国共通ダイヤル

虐待かと思ったら児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）番へ。（24時間対応）お近くの児童相談所につながります。

● 虐待通告24時間電話受付

電話：027-321-1318  
（相談専用：24時間対応）



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

## 施策の方針 4 - 6

安全で安心な社会を実現するための  
再犯防止に関する事項

## 現状と課題

近年の犯罪の特徴として、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合）の高さがあげられます。法務省発行の再犯防止推進白書によると、令和3年の再犯者率は、48.6%と約半数を占めています。そこで国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために再犯防止推進計画を策定しました。本施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項における、地方再犯防止推進計画として、位置づけられます。

犯罪をした人の中には、身寄りのない高齢者や障害を有する人、薬物やアルコールへの依存がある人等、地域社会で生活をする上で様々な課題や生きづらさを抱えている人も多くいます。このような人は再び入所することも多く、再犯に至るまでの期間も短い傾向にあります。

しかし、福祉の支援があればそもそも犯罪をすることはなく、また、犯罪をした場合でも、出所後、就労や住居の確保といった生活の安定や更生保護、保健医療等の切れ目のない適切な支援があれば、再び犯罪をすることはなく社会復帰できる人が数多くいます。

ただ実際は、司法関係者が福祉の支援が必要との認識はあるものの、逮捕後から刑事司法手続終了まで一貫して支援を行うことが難しいため、福祉的支援のつなぎ先が分からなかったり、福祉関係者が、犯罪をした人であることや罪名のみから「凶悪な人」という先入観をもち、支援に消極的になる場合もあります。このような状況を防ぐためにも、犯罪をした人の状況、支援のあり方に関する知識を司法・福祉関係者ともに理解する必要があり、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、各々の特性に応じた関係機関との連携をより一層強化していくことが、今後求められます。

また、犯罪をした人の生活の場である地域における支援により、犯罪をした人が再び犯罪をすることなく、その人らしい生活を送るために、関係者、関係機関とのネットワークの形成に必要な取り組みを行います。



方針 4-6	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設退所後の様々な生活課題や、生きづらさを抱える人を排除せず、地域社会で生活が送れるよう共に支え合うことによる再犯防止が取り組まれている。</li> <li>・ 司法関係機関、福祉関係機関及び地方自治体等の連携が取れ、出口支援が必要な人に対し、適切なサービスが受けられるような体制作りがなされている。</li> <li>・ 更生保護及び再犯防止について、正しい知識の下、市民に対し周知がなされている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法関係者との情報連携について検討し、釈放・出所後に適切な部局が支援できる体制を構築することに取り組めます。</li> <li>・ 保護観察所、県健康福祉部、刑務所、公共職業安定所及び市等を構成員とする特別調整連絡協議会において、意見交換や事例研究等を行うとともに、関係機関との連携体制の構築を図ります。</li> <li>・ 保護司会や更生保護女性会等の更生保護団体へ支援を行います。</li> <li>・ 犯罪や非行の防止について理解を深めるための運動である「社会を明るくする運動」や広報誌、デジタルサイネージを通して、市民に対し更生保護及び再犯防止に関する周知を図ります。</li> </ul>

コラム

## 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行の無い安全で安心な明るい地域社会を築くための運動で、7月の一か月間を強調月間として、全国一斉に展開されます。

本市においても、市民大会や街頭宣伝・パレード等を行い、犯罪予防活動を展開しています。



## 施策の方針 4 - 7

## 福祉以外の様々な分野との連携に関する事項

## 現状と課題

地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することは、本計画が進める共生社会の実現にとって必要不可欠です。

このような地域コミュニティの育成に向けて、ひきこもりの人や認知症の人、障害のある人など様々な生活課題を抱える人の就労や自立を地域の活性化につなげるなど、一人ひとりの住民が力を発揮できる多様な参加の場、働く場をどれだけ地域につくり出せるかが重要なポイントになります。

このため、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携を模索し、生活課題を抱える人の就労や活躍の場を確保する取り組みが必要です。

さらにこの取り組みは、一人ひとりの個別支援と地域づくりを同時に展開するもので、地元の産業と連携した雇用の創出や地産多消による地域経済の活性化など持続可能な地域社会を構築して行くことにもつながるものです。

具体例としては、農業と福祉の連携があげられます。農業分野における人手の確保、福祉分野における就労支援を意図した職業訓練や認知症等を抱える人の日中活動の場などを求める双方にメリットがあり、農作物の清算から販売までの多様な作業内容に、生活課題を抱える人々を結びつけることができます。

このように、福祉と様々な分野との連携を通して、多様な人々の出会いと協働の場づくりによる支え合いの仕組みづくりを進めます。

方針 4-7	取り組み内容
望ましい地域の姿	・ひきこもりの若者や障害のある人、認知症患者など福祉的な支援が必要な人でも活躍できる場が様々な分野においてつくり出されている。
市の取り組み	・庁内各課において、地域の様々な情報を把握し、福祉分野との連携に関する研究に取り組みます。 ・認知症や精神疾患を抱える人、発達障害のある人などが、農作業を通じたケアを行う取り組みについて研究します。

## 施策の方針 5 - 1

福祉サービスを必要とする地域住民に対する  
相談支援体制の整備

## 現状と課題

住民が福祉に関する課題を抱えることとなった時、まずは自分で解決していくための判断や自己決定することが必要となります。

そのためには、住民にとって解決のための判断材料となる情報がいつでもスムーズに入手することができるよう、情報を取得するための環境をその人の身近なところに整えておく必要があります。

しかし、地域でどのような福祉サービスに関する活動が行われているのか、また市が地域の中でどのような福祉サービスに関する事業を実施しているのかよく分からないという声も聞かれます。

利用者が福祉サービスを自己選択、自己決定していくためには、十分な情報提供がなければなりません。そのためにはサービス提供者の情報を分かりやすく伝えること、また、福祉情報にアクセスしやすくしていくこと、さらに必要な情報が必要な人に届く、あるいは、相談支援者が積極的に相談者宅に出向いて相談を聞くなどの取り組みが必要です。

さらに、福祉サービスが必要となった人に、相談窓口においては相談のあった生活課題を一面的に検討するのではなく、現在から将来にかけての生活を踏まえて総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。そのために、関係機関の間で福祉サービス等に関する情報を一元化していくことも求められます。

これらを踏まえ、現在提供されている福祉サービスについて、より多くの人に知っていただき、利用しやすい環境をつくとともに、積極的な相談支援体制の構築に努めます。

方針 5 - 1	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい福祉サービスの情報が必要な時にいつでも入手できる環境が整っている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な人に必要な情報を届けるための福祉・介護・子育て支援情報やボランティア情報の発信について、広報高崎や点字広報・声の広報の発行、市ホームページ、SNS、デジタルツールの活用など、さらなる充実を図ります。</li> <li>・相談支援において、「待つ」福祉から「出向く」福祉へと積極的な相談支援体制の構築に努めます。</li> </ul>

## 施策の方針 5 - 2

## 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

## 現状と課題

「赤ちゃんからお年寄りまで、障害があってもなくても、地域の人たちが一緒にケアし合う場」という、福祉サービスを総合的に提供する共生型サービスの取り組みが全国に広がっています。

民家や空き家などを改修した小規模の建物で、対象者を限定せず、普段の生活の場で気軽に利用できるサービスとして実践されており、地域の中で当たり前で暮らすための居場所を提供し、様々な人たちが一緒に生活し、支え合う営みは共生社会を実現するための新たな福祉サービスの展開でもあります。

このような共生型サービスは、認知症の高齢者が小さな子どもとふれあったりすることで落ち着きを取り戻し、会話も自然になったり、障害者が高齢者の話し相手になるなど、様々な相乗効果を生み出す可能性があります。

また、介護保険事業所において、障害者に障害福祉サービスを提供する共生型サービスや基準該当サービス、障害福祉サービス事業所において介護保険サービスを提供する共生型サービスは、高齢者と障害者が同一の事業所で一体的にサービスの提供を受けることができる「共生型」の公的サービスであり、高齢者と障害者のふれあいだけでなく、障害者が65歳を過ぎても慣れ親しんだ施設を移ることなく利用できるというメリットもあります。

今後、これらの取り組みを進めるためには、行政の従来縦割りの制度を見直し、地域の実践に応じた柔軟な制度や仕組みに改める必要があります。

身近な場所で展開される多様な人間関係を、共に生きるという新たなコミュニティとして地域の中に形成していくために、福祉分野の各制度や事業を横断的につなげる取り組みを進めます。

方針 5-2	取り組み内容
望ましい地域の姿	・ 共生型サービスの実施により、子どもから高齢者、障害者まで、様々な人たちが同一の施設でふれあい、いきいきと過ごす姿が見られる。
市の取り組み	・ 介護保険事業所や障害福祉サービス事業所において、障害者も高齢者も利用できる共生型サービスや基準該当サービスの実施事業者を増やす取り組みを進めます。 ・ 市内の福祉サービス事業者の情報を福祉部各課で共有し、共生型サービスの事業実施に向けた方策を研究します。

## 施策の方針 5 - 3

## 判断能力に不安がある人及び福祉サービス利用者の権利擁護

## 現状と課題

福祉サービスの提供が行政による「措置」からサービス提供者と利用者による「契約」へ移り変わり、利用者が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになりました。

しかし同時に、認知症や知的・精神の障害などにより判断能力に不安がある高齢者や障害者にとっては、適切な福祉サービスを選択して利用することが難しいことから、こうした人達も安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要になっています。

さらに、判断能力に不安がある人に対しての「振り込め詐欺」や「訪問販売被害」などが社会問題になっており、権利の侵害を防ぐ取り組みが必要です。

また、福祉サービスを利用している人が、事業者の注意が不十分なために介護事故等の被害を受けてしまうこともあります。利用者の尊厳に配慮した安全確保の仕組みが必要です。

このように、判断能力に不安がある人の自己決定権を保障して権利実現を支援したり、権利侵害を予防することで、本来であれば享受できているはずの自由や利益を得られるように支援し、その人らしく生きることを擁護することを「権利擁護」といいます。

権利擁護推進のために、高齢者あんしんセンターを中心とした関係機関や民生委員・児童委員等とのネットワークの構築による相談支援の充実、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の推進、本人に代わって法的権利を保護する成年後見制度の利用促進、福祉サービスの利用者や家族等からの苦情や虐待通報に基づく福祉サービス事業者への指導監査などの取り組みを推進します。



方針 5-3	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が不十分な人でも、その人らしく尊厳を持って生きることが尊重され、日常的な見守りや利用者の尊厳に配慮した福祉サービスの提供が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を行うとともに、それらの制度の円滑な利用につながる取り組みに努めます。</li> <li>・福祉サービス事業者への指導監査により、利用者の尊厳に配慮した福祉サービスの提供に向けた支援を行います。</li> </ul>

コラム

## 成年後見制度・市民後見人養成

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方は、金銭・財産の管理や、健康や生活状況の維持向上のために介護などのサービスや施設への入所・病院への入院に関する契約を結んだりする必要がある場合でも、自分で判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約や、本来不必要な契約であっても、契約をしてしまうなど、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対し、法的な権限を持って支援するのが成年後見制度です。

市では、成年後見人制度を適切に利用できる体制を整えると共に、市民が後見業務の新たな担い手として活動できる仕組みづくりを進めるため、市民後見人を養成しています。



(市民後見人養成講座の様子)

## 施策の方針 5 - 4

## 利用者の適切なサービス選択の確保

## 現状と課題

市民がホームヘルプサービスやデイサービス、保育所などの福祉サービスを利用することとなった時、利用者自身が福祉施設・事業所を選択し契約することが必要となります。

この福祉サービスを実施するサービス事業者・事業所の選択にあたっては、そのサービス事業者・事業所においてどのような福祉サービスが行われているのか、福祉サービスの質がどの程度のものなのかなどが第三者の目から客観的に可視化されている必要があります、このための制度として「福祉サービス第三者評価制度」があります。

福祉サービス第三者評価制度は、厚生労働省の指針に基づき各都道府県に1か所設置されるもので、群馬県では県社会福祉協議会内に「福祉サービス評価推進センターぐんま」が設置されています。

この制度は利用者の福祉サービスの選択に資するだけでなく、サービス事業者・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組みです。

福祉サービスについては、その内容や質が外部から見えづらいため、サービスの専門性を利用者自身が評価しにくく、利用者主体のサービスが実践されているか、利用者の満足度がどの程度なのかを把握することが難しい上、福祉制度自体が理解しづらいことなどが課題とされています。

このようなことから、市内のサービス事業者・事業所における福祉サービス第三者評価の受審を促し、より質の高い福祉サービスの充実に努めます。

方針 5 - 4	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス利用に際し、利用者が納得できる事業者選択ができるとともに、質の高い福祉サービスの提供が行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス第三者評価制度の活用による福祉サービスの質の向上を図るため、サービス事業者・事業所へ受審の促進に努めます。</li> </ul>

## 施策の方針 5 - 5

## 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

## 現状と課題

災害発生時においては、「自分の命は自分で守る」という意識が大切であり、まずは自分や家族の身の安全を守ることが優先されますが、そのうえで身近な住民が互いに支援し合う仕組みが必要であり、その体制づくりが急務となっています。

特に、地域での支え合いや助け合いが不可欠な大規模災害時において、公的支援が届くまでの近隣住民による助け合いの仕組みについて、平常時から地域の中で確認をしておく必要があります。

災害対策の推進にあたっては、市全体としての総合的な取り組みが重要ですが、なかでも要介護認定者や重度の障害がある人など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援は大きな課題となっています。

本市では、災害に備え、平常時から地域における要支援者を把握しておくことが必要と考え、市が備える避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の情報を本人の同意を得た上で、個人情報に配慮しつつ区長や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者（以下「支援関係者」という。）に提供する取り組みを行っています。

これにより地域では、この名簿を自主防災組織等が行う避難訓練の際や日常における見守りに役立てる取り組み等が始まっています。

方針 5 - 5	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係者が平常時より名簿を活用し、災害時や緊急時における個別避難計画など支援体制の検討や日常生活における要支援者の見守りが行われている。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿への掲載に同意、不同意の意思表示が確認できていない人の確認作業を進めるとともに、同意が得られない人への支援方法について研究します。</li> <li>・地域における要支援者への支援体制の構築に向けて、町内会や自主防災組織等への普及啓発等を行います。</li> </ul>



## 施策の方針 6 - 1

## 専門職の専門性の向上

## 現状と課題

支援が必要となった時に必要なサービスを利用することができるためには、ソーシャルワーカーやケアマネジャー等の社会福祉従事者の役割が非常に重要になります。

ソーシャルワーカーは、個人や家族への直接的な支援をはじめ、個人・家族を取り巻く地域や社会環境、さらには関係機関への働きかけなどを行います。

そして、自ら支援を求めない、あるいは求めることができない人々のところへ積極的に出向き、支援することも重要な役割となっています。

生活の困難を抱えることとなった時、専門的知識を持ったソーシャルワーカーが多職種・多機関と連携し、異なる制度や分野を横断的に見渡して総合的な支援を行うことで、スムーズで適切な福祉サービスの利用につながります。

また、ケアマネジャーは利用者の自立支援と身体機能向上に向け、日常生活全般を支援するため、地域のあらゆる社会資源を活用したケアプランを作成します。福祉サービスを利用することとなった時、専門的知識を持ったケアマネジャーが利用者本人の立場からどのようなサポートが必要なのかを考え、自立支援に向けたケアプランを作成します。

このように、福祉サービスを利用するために社会福祉従事者の役割はとても重要であり、その豊富な知識と実践経験による専門性の向上は、地域とそこで暮らす人々の生活に大きく寄与することとなります。

方針 6 - 1	取り組み内容
望ましい地域の姿	・知識と経験が豊富な社会福祉従事者により、利用者の状態にあった専門的な支援が行われている。
市の取り組み	・社会福祉従事者の知識と技能向上のため、研修や従事者同士の連携に対する支援について検討します。

## 施策の方針 6 - 2

## 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

## 現状と課題

地域での様々な福祉課題に対応するためには、公的な福祉サービスだけではなく、ボランティア活動や地域活動などが大きな力となるため、それらの活動をはじめとする多様な社会福祉活動が活発にかつ継続的に行われていくことが必要です。

さらに、ボランティア活動や地域活動に参加することは、本人の健康づくりや生きがいづくりにつながり、介護予防等にも役立つと考えられます。

しかし、市民福祉意識アンケートからも分かるとおり、市民の多くは、福祉やボランティア活動に対する関心が高く、活動意欲もあるものの、なかなか実際の活動に踏み出せていないのが現状です。

また、活動の拠点となる場がなかったり、活動についての情報が十分に提供されていなかったり、活動に必要な知識・技術の習得の機会が不足しているなど、活動の充実に向けた環境整備も望まれています。

現在、市が設置する市民公益活動促進センターと社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、NPO・ボランティア活動に関する相談や、ボランティアの育成、活動支援、ボランティア活動についての啓発や情報提供などを行っています。

今後も、地域住民やボランティア団体などが実際に地域で活動できるように支援する取り組みをすすめるとともに、公民館や社会教育における学習活動等との連携や、公共施設や空き家・空き店舗などの利活用を推進し、活動拠点の整備などの方策を研究します。

方針 6 - 2	取り組み内容
望ましい地域の姿	・年齢や障害の有無に関係なく、様々な人たちが気軽にボランティアに参加できる環境ときっかけづくりに関する取り組みが実践されている。
市の取り組み	・市民公益活動促進センター等の取り組みを発信し、活動の周知に努めます。 ・市民公益活動促進センター等と連携し、高齢者や退職者等のボランティアへの参加を促進します。 ・既存の公共施設や空き家・空き店舗等の利活用を推進し、地域における福祉活動拠点の整備に努めます。

## 施策の方針 6 - 3

社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進

## 現状と課題

少子高齢化や産業・就業構造の変化などによる地域における生活課題の複合・複雑化、社会的孤立の深刻化など、既存の制度では解決できない課題が山積しています。

地域福祉の中心的な担い手である社会福祉法人は、こうした課題に対応するために福祉制度を強化、充実する一方で、制度の課題にも積極的に対応していくことが求められ、今般の社会福祉法改正により、社会福祉法人は公益性の高い法人として「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が法に規定されました。

これにより社会福祉法人は、地域住民の参加や協働の場の創出による住民間のつながりを強化する取り組みや、将来的に支援を必要とする可能性の高い人への予防的な支援、そうした支援に関わるボランティアの育成などの間接的な支援など、福祉制度の枠組みにとらわれない地域貢献に取り組む必要があります。

さらに近年では、社会貢献活動として地域に根ざしたボランティア活動などを行うNPOや民間企業も増えてきています。

令和5（2023）年4月現在、市内にある社会福祉法人（88法人）やNPO、民間企業の創意工夫による地域における生活課題の解決に資する取り組みを支援し、行政中心の福祉政策と異なる民間中心の新しい地域づくりに向けた取り組みを進めます。

方針 6 - 3	取り組み内容
望ましい地域の姿	・社会福祉法人や民間事業者の公益的で多様な取り組みが行われ、公的サービスと併せて生活課題を抱える人への包括的な支援が行われている。
市の取り組み	・社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画による地域公益事業等について、地域の福祉ニーズを反映できるよう必要な支援に努めます。

## 施策の方針 6 - 4

## 地域福祉を推進する人材の養成

## 現状と課題

市では高齢者への支援として、これまで9か所だった地域包括支援センターを、「高齢者あんしんセンター」として29か所に拡大し（平成30（2018）年4月～）、これまで以上に民生委員・児童委員との連携を強化しています。

しかしながら、民生委員・児童委員が担う業務は、少子高齢化の進展や、価値観の一層の多様化やプライバシーを重んじる意識の広がりなどの社会環境の変化から、さらに複雑化し、増大している状況です。

高齢者社会参加促進事業などの市から依頼される業務や、関係機関との連絡調整など、民生委員・児童委員が担う役割の重要性と業務が増していることから、民生委員・児童委員へのさらなる支援が求められています。

さらに、定年が延びてきていることや、定年後も働き続ける人が増えたことなどにより、民生委員・児童委員のなり手が見つかりづらくなってきているという状況があります。

このため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めていくために、支援のあり方についてさらに検討を進めます。

方針 6 - 4	取り組み内容
望ましい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員の活動内容が、市民に正しく理解され、積極的な協力が得られている。</li> <li>・ 民生委員・児童委員やその他地域福祉活動の担い手などが、地域の生活課題解決に向けて連携・協力できる。</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員が活動に必要な業務に専念できるような環境をつくります。</li> <li>・ 新任民生委員・児童委員には、きめ細やかで参加しやすい研修会となるよう工夫し、民生委員・児童委員活動の一層の充実を図ります。</li> <li>・ 民生委員・児童委員自身のやりがいを高め、活動しやすい環境を整えるため、民生委員・児童委員活動に関する地域住民の理解がより図られるよう、機会を捉え市民にPRします。</li> </ul>

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて、全国に約24万人、高崎市内に約700人の民生委員・児童委員が活動しています。このうち、子どもに関することを専門に受け持つ主任児童委員は約70人です。



(戸別訪問の様子)



(サロンでの交流の様子)

民生委員・児童委員は、積極的に地域行事へ参加したり、戸別訪問を重ねたりしながら、子どもや高齢者、障害者、生活に困っている人のことなど、さまざまな相談に乗ってくれる強い味方です。

また、「地域のつなぎ役」として、地域住民が抱える悩みや心配事などの相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報等を提供したり、

行政や関係機関につないだりなどして、課題を解決するための支援を行います。

民生委員制度は、その前身である「濟世顧問制度」が大正6年（1917年）に創設されてから、平成29年（2017年）に100周年という大きな節目を迎えました。

その時代の社会情勢に応じたさまざまな活動に取り組み、長い歴史と実績を有しています。



(民生委員・児童委員委嘱状  
伝達式の様子 R4.12.2)

## 施策の方針 6 - 5

## 社会福祉協議会の基盤整備強化と連携

## 現状と課題

社会福祉協議会は、地域が抱える様々な福祉・生活課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地区社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、地域の特色を活かしながら、子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。

このような地域に根差した福祉活動の取り組みの中核的な役割を持つ団体である社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市民と協働で取り組む具体的事業についての方針を定める活動・行動計画であり、地域福祉推進のための共通理念や福祉の方向性を定める市の地域福祉計画とは、いわば車の両輪の関係にあります。

地域福祉を推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画が理念や目標を共有し、緊密に連携することが大切であり、これらの計画に基づき、地域住民自らが行政、関係団体等と互いに協働しながら、地域に存在する生活課題を解決するための様々な活動に積極的に参加していくことを目指すこととします。

このため、市では公的責任を負って地域福祉を推進する社会福祉協議会に対し、法人運営上の財政支援などを行い基盤強化に取り組むとともに、地域福祉推進の実践においても積極的な連携を図ります。

方針 6 - 5	取り組み内容
望ましい地域の姿	・社会福祉協議会の活動が市民に周知され、地域福祉推進の活動に向けた取り組みが促進されている。
市の取り組み	・社会福祉協議会の運営費を助成し、地域における福祉活動の実践及び充実に支援します。

## 施策の方針 7 - 1

## 地域づくりにおける寄付や共同募金等の取り組みの推進

## 現状と課題

地域福祉を持続可能にしていくためには、地域福祉活動を支える財源が必要です。

地域福祉推進のために、社会福祉法人やボランティア団体、NPOなどが安定的かつ発展的な事業を行うために、公的な補助金のみに頼るのではなく、共感を大切にして必要な事業費をより多くの人たちから調達していくという取り組みが求められます。

単に寄付や資金を集めるというだけでなく、地域における生活課題を人々に知らせ、理解してもらい、地域住民が自分たちの地域を良くしようという意識を醸成することで、ボランティア団体やNPOの活動に共感し、寄付等の支援を募るという過程が大切です。

社会福祉協議会を中心として、市も参画する共同募金では、地域における生活課題の解決に取り組むボランティア団体、NPOなどが共同募金の仕組みを活用しながら、寄付者に具体的な地域における生活課題とその解決のための自らの活動を伝えて寄付を募る「テーマ型募金」の取り組みを行っています。

このような地域住民の地域における生活課題への関心を高めながら、地域福祉推進のために必要な財源を確保する取り組みについて、共同募金等の活動を支援します。

方針 7-1	取り組み内容
望ましい地域の姿	・自分たちの住む地域の福祉を自らづくり、運営していくという市民の意識が育まれ、寄付の文化が根付いている。
市の取り組み	・共同募金の仕組みを活用して社会福祉協議会が実施するボランティア募集や街頭募金活動など、地域住民に対する多様な参加を促す取り組みを支援します。

## 施策の方針 7 - 2

地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施して  
いくための補助事業等を有効に活用した連携体制

## 現状と課題

地域における様々な生活課題においては、福祉制度が対象としないような身近な生活課題や、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題への支援の必要性が増しています。

厚生労働省においては、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、平成29（2017）年2月に、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

その中で、「介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援法の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である」と明記しています。

これまで、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として制度別に行われてきた事業を、連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いとし、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することが可能となりました。

これにより、市が実施主体となっていく国庫補助事業や市単独事業などの事業内容や実施体制を見直し、子ども・高齢者・障害者などの分野ごとに対象者を区分せず、一体的な事業の実施に向けた検討を行います。

方針 7-2	取り組み内容
望ましい地域の姿	・誰でも利用できる相談事業や研修・講習会などが実施され、効率的な事業展開が図られている。
市の取り組み	・地域づくりに資する複数の事業について、地域における各事業の役割・関係を整理し、財源の在り方や連携体制を見直すなど、対象者を区分しない一体的な事業実施について研究します。



## 施策の方針 7 - 3

## 全庁的な体制整備

## 現状と課題

改正社会福祉法の施行により、地域住民等が生活課題を把握し、関係機関と連携して解決していくことを促進することが市町村の責務とされました。

さらに、その推進のため、住民が地域における生活課題の解決に主体的に取り組む環境を整備すること、支援関係機関や専門職が住民の発見した課題を受け止め、連携・協働して解決する、包括的な支援体制の整備に努めなければならないことを規定しています。

この包括的な支援体制を地域に形成していくためには、必然的に庁内の体制も横断的な体制に改めることが求められます。

庁内各課の連携体制の構築はもとより、様々な相談窓口や協議の場（支援調整会議、障害者支援協議会、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会など）を、支援を必要とする人を中心に連動させていくことと併せ、地域における生活課題の解決につながった好事例などを共有し、市職員や専門職が地域福祉の視点を持って支援に取り組むよう意識改革を図ることが重要です。

地域福祉とは、住民の主体的な課題解決の力を高め、地域と共に支援すること、地域で解決できない課題や地域が関わるのが難しい課題は、支援機関や専門職がしっかり受け止める体制をつくっていくことです。

そのために必要な全庁的な体制整備に取り組みます

方針 7 - 3	取り組み内容
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な相談窓口や協議の場で地域における生活課題をしっかりと把握し、複合的で複雑な生活課題や制度の狭間の課題など、障害・高齢・子どもなどの分野別制度では解決が難しい課題については、市に設置している生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、必要な連携を図るなど、包括的・総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>

## 計画の進行管理

### 計画の評価について

本来、計画の評価を行うには、評価基準とする指標を設定する必要がありますが、相談件数や利用者数等の定量的な数値による指標では、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、地域福祉推進の実態が見えづらいため、評価の指標としてはなじまないと考えられます。

地域福祉推進のためには、地域住民が主体的に生活課題を解決した事例、支援関係機関による連携が図れた取組事例など、個別の事例を一つひとつ積み重ねていくことが重要であり、評価においてもそうした事例を個人情報等に配慮しつつ取り上げていくことが効果的です。

そこで、本計画を着実に進行させていくために、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において地域福祉推進の状況を定期的に事例報告するものとします。

さらに、そうした事例を公表し、広く知ってもらうことで、同じような取り組みをしている、もしくは、しようとしている住民も喚起されるなど、地域福祉推進の実践の裾野が広がっていくことが期待されます。

このため、社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告内容や意見・要望等については、その結果を市ホームページ等で公表します。

# 參考資料

# 1 計画の策定経過について

## (1) 高崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会について

第4次高崎市地域福祉計画の素案を高崎市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会に諮問し、答申された内容を計画策定に反映させました。

### ○審議経過

月 日	内 容
令和5年12月18日	(1) 第3次高崎市地域福祉計画について (2) 第4次高崎市地域福祉計画の策定について

### ○委員名簿

(敬称略)

委員名	所属	備考
青柳 隆	高崎市議会教育福祉常任委員会	
新井 正昭	社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	
大谷 良成	民生委員児童委員協議会	副専門分科会長
高橋 式子	高崎市主任児童委員連絡会	
松井 敏	高崎市障害者支援協議会	
粕川 泰彦	高崎市保育協議会	
松田 正明	高崎市区長会	
岡本 克実	一般社団法人高崎市医師会	
朝比奈 高昭	高崎市保護区保護司会	
高橋 かおり	高崎市小学校長会	
原 史子	公立大学法人高崎経済大学	専門分科会長
野矢 洋一	新高尾地区地域づくり活動協議会	
吉澤 進	高崎市中居地区社会福祉協議会	
中村 仁寿	一般社団法人高崎市長寿会連合会	
桜井 俊輔	高崎市心身障害者等連絡協議会	
真木 暁子	高崎市老人ホーム連絡協議会	
秋山 美和子	高崎市公民館運営審議会	
石綿 和夫	高崎商工会議所	
茂原 信子	公募市民	

## 高崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉の推進を図るため、高崎市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

### (所掌事項)

第2条 地域福祉専門分科会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定のほか、地域福祉に関し、必要な検討及び協議を行う。

### (組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、委員20人以内で組織する。

2 地域福祉専門分科会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業従事者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (専門分科会長及び副専門分科会長)

第4条 地域福祉専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。

2 専門分科会長及び副専門分科会長は、専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、会務を総理する。

4 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長には専門分科会長を充てる。

2 地域福祉専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 地域福祉専門分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 地域福祉専門分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(地域福祉専門分科会の事務局)

第7条 地域福祉専門分科会の事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が地域福祉専門分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項に関わらず、社会福祉審議の委員長が招集する。

## (2) 第4次高崎市地域福祉計画内容検討について

本計画策定のため、関連部署とともに、内容の確認・検討・調整を行いました。

### ○関連部署

部局・支所名	課名
総務部	企画調整課、防災安全課
市民部	市民生活課、人権男女共同参画課、防犯・青少年課、地域交通課
福祉部	社会福祉課、指導監査課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課
福祉部 (子育て支援担当)	こども家庭課、保育課
福祉部 (児童相談所担当)	児童相談所準備室、こども救援センター、こども発達支援センター
保健医療部	保健医療総務課、健康課
環境部	環境政策課
商工観光部	産業政策課
農政部	農林課
建設部	建築住宅課
倉渕支所	市民福祉課
箕郷支所	市民福祉課
群馬支所	市民福祉課
新町支所	市民福祉課
榛名支所	市民福祉課
吉井支所	市民福祉課
教育部	社会教育課、教職員課、学校教育課、中央公民館

※計画策定時には本ページにパブリックコメントの結果を記載します。

### (3) 「第4次高崎市地域福祉計画(案)」のパブリックコメントの実施について

#### ①資料の公表及び意見の提出期間

令和6年 月 日( )から令和6年 月 日( )まで

#### ②資料の公表場所

福祉部社会福祉課、各支所市民福祉課、市民情報センター、市民活動センター、総合福祉センター、各福祉会館、市ホームページ

#### ③意見等の受付件数 人 件

(提出方法の内訳：電子メール 人)

#### ④意見等の内訳

概 要	件数
	件
	件
	件
	件
	件

※パブリックコメントの結果(意見等概要・市の考え方)は、市ホームページで公表しています。



### 【か行】

#### 協議体

住民が主役となり、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な人たちが協力しながら、自分達で解決できる課題を検討する場のこと。

#### 矯正施設

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。

#### 共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民ひとりひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

#### 居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。都道府県は、住宅確保要配慮者の住居支援に係る新たな担い手として、指定することが可能。

#### ケアマネジャー

介護支援専門員のことで、介護サービスの利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、利用者からの相談受付、ケアプラン作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う専門職のこと。

#### 健康増進事業

健康増進法第17条第1項、第19条の2の規定により市町村にて実施される事業で、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗しょう症健検診、肝炎ウイルス検診、がん検診などが含まれる。

#### コミュニティ・カフェ

人と人、人と地域をつなげながら、気軽に立ち寄り、食事などをしながら、ほっとできる場を提供。地域コミュニティの構築や活性化、社会的課題の解決などに有効な手法として用いられる。

#### コミュニティソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等境面を重視した援助を行うとともに、支援を必要とする人と公的制度との関係の調整を行う方々のこと。

### 【さ行】

#### 自主防災組織

自治会などが主体となって、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織。

#### 社会福祉協議会

## 用語解説

---

民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、都道府県、市町村ごとに設置される社会福祉法人。地域住民、民生委員・児童委員、福祉・保健・医療・教育等に関する関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進のための活動を行う。

### 社会福祉充実計画

社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。

### 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、設立要件が厳しく、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

### 住居確保給付金

離職者等であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失する恐れのある方を対象として、就職に向けて一定の就職活動を行うこと等を条件に、住宅費を支給する。

### 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されている。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務としている。

### 自立相談支援機関

生活困窮者からの相談を早期かつ包括的に応ずる相談窓口。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。

### 生活支援コーディネーター

生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人のこと。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により、物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度。

### ソーシャルワーカー

社会福祉事業に従事する人。特に、職業として社会福祉事業に従事する専門家。

### 【た行】

#### 地域ケア会議

高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域別課題検討会議」「地域ケア推進会議」から構成される。

#### 地域支援事業

介護保険法に基づき市町村が実施する事業で、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援する事業のこと。

#### 地域生活支援事業

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

#### 地域包括ケアシステム

概ね 30 分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24 時間 365 日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのこと。

#### 地区社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会が小学校区や自治会などの単位とする住民の身近な地域（小地域）の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるように設置される組織。

#### 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の介護が受けられる施設。

### 【な行】

#### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### 【は行】

#### 8050問題（ハチマルゴーマルモンダイ）

ひきこもりの長期化などにより、子どもが50代になっても自立できず、親が高齢化する状況となり、自立支援につながらないまま孤立してしまうこと。また、親の介護などにより離職した後に、再就職が困難な状況となり、経済的困窮につながる問題。

### 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき市町村が整備する名簿で、災害時に一人または家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障害者等の情報を掲載した名簿のこと。

### 福祉サービス第三者評価制度

サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。

### ふれあい・いきいきサロン

月に1回程度、地域の高齢者が歩いていける距離にある公民館や集会場などに集まって、お茶飲みや食事、体操などをしながら、仲間づくりや社会参加に結び付けていく交流の場のこと。

### 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、触法後の住居や就業先などの樹住環境の調整や相談を行っている。

#### 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に勤める方々のこと。「児童委員」を兼ねる。

児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々のこと。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

#### 【や行】

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行なっているこどものこと。

#### 【アルファベット】

### NPO

特定非営利活動推進法（NPO法）に基づき社会貢献活動を行う営利を目的としない特定非営利活動法人のこと。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。（Non Profit Organization の略語）